

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成24年11月12日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

11月12日

| | |
|--|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 市長あいさつ | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 認定第1号所管分の審査 | 2 |
| 補足説明（土木下水道部長、都市整備部長） | |
| 質疑（山本靖一委員、原田平委員、木村勝彦委員、村上英明委員） | |
| 散会の宣告 | 49 |

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年11月12日(月) 午前10時 開会
午後 3時49分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 村上英明 委員 山本靖一
委員 木村勝彦 委員 原田 平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生
都市計画課長 新留清志 同課参事 品川明輝
公園みどり課長 西村克己 建築住宅課長 林 弘一
土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 山口繁
同部参事兼道路管理課長 堀 和夫 同部参事兼下水道業務課長 石川裕司
道路管理課参事 川上昭人 道路交通課長 山本博毅
水道部長 宮川茂行

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○野原修委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

スポーツ・文化の秋、たけなわでございますが、皆さん方にはお忙しい中、委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成23年度決算のご審査をいただきます。ご案内のとおり間もなく来年度の予算編成も始まりますけれども、そういう意味ではこの委員会での議論が来年度のまちづくりにつながるわけでございます。どうか慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しました案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野原修委員長 再開いたします。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、認定第1号、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下水道部に係ります分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていた

できます。

決算事項別明細書に従いまして、歳入から説明させていただきます。

32ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター内を通行することに伴い、鉄道運輸機構から使用料を徴収したほか、関西電力株式会社の電柱などの占用に係る使用料でございます。目4、農林水産業使用料、節1、水道使用料は大阪ガス株式会社ほか2件の法定外水路占用料でございます。目5、土木使用料、節1、道路使用料は関西電力株式会社、ほか44件の道路占用料でございます。節4、駐車場使用料は千里丘駅東、フォルテ摂津、摂津駅、南摂津駅、及び阪急摂津市駅の各自動車、及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。そのうち、駐車場用地使用料は千里丘駅西自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力株式会社の電柱使用料でございます。

34ページをお開き願います。

項2、手数料、目1、節1、総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料が道路幅員証明など46件の手数料でございます。目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料でございます。

36ページをお開き願います。

目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は水路敷地境界明示25件の手数料でございます。目4、土木手数料、節1、明示手数料で、上から1行目、道路敷地境界等明示81件と、上から3行目、自転車・自動車駐車場明示1件の手数料でございます。

38ページをお開き願います。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金は社会資本整備総合交付金で、そのうち道路管理課がかかわります交付金は鳥飼西38号線道路周辺工事でございます。節2、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金でございます。

48ページをお開き願います。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節2、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査費委託補助金でございます。節3、交通対策費補助金は市立自転車及び自動車駐車場への防犯カメラの設置補助金でございます。節4、権限移譲交付金では上から3行目、路外駐車場設置及び変更の届け出受理などに係る交付金でございます。

50ページをお開き願います。

項3、委託金、目2、土木費委託金、節1、土木管理費委託金は大阪府からの河川環境整備工事委託金と鶴野橋外ポンプ管理委託金並びに自転車等移動保管業務委託金でございます。款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入、節1、土地建物貸付収入は上から3行目、土地貸付収入1件でございます。

60ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、目2、雑入、節1、雑収入で、当部に関係いたしますものが、道路管理課では電力売却収入、供託還付金、訴訟費用取戻金と道路占用料相当額支払金で、その下、道路交通課では自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金、放置自転車対策協力金と定期駐車カード再発行料で、その下、下水道事業課では水路占用料相当額支払金でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

事務報告書につきましては、道路管理課は211ページから、道路交通課は219ページから、下水道業務課は235ページから、下水道事業課は241ページから記載をいたしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

134ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費で、その主な内容といたしましては節7、賃金のうち、臨時職員賃金が下水道業務課のし尿及び浄化槽汚泥に係る事務処理に従事する臨時職員1名の賃金でございます。

138ページをお開き願います。

目3、し尿処理費につきましては、その執行率94.1%でございます。詳細につきましては決算概要の106ページから107ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。その主な内容といたしまして、節7、賃金ではクリーンセンターにおいてし尿などの前処理業務に従事する臨時職員の賃金でございます。節11、需用費ではクリーンセンターの維持管理に係る消耗品費や光熱水費や修繕料などでございます。節13、委託料ではし尿収集運搬委託料ほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。節19、負担金、補助及び交付金では吹田市正雀終末処理施設に係る維持管理負担金及び整備負担金でございます。

140ページをお開き願います。

節22、補償、補填及び賠償金では、し尿くみ取りから公共下水道への切りかえに伴うし尿くみ取り業者への補償金でございます。

144ページをお開き願います。

款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費につきましてはその執行率93%でございます。詳細につきましては決算概要の110ページから111ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。その主な内容といたしましては、節7、賃金では水路やポンプ場の管理及びしゅんせつなどに係る賃金でございます。節11、需用費では水路やポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料等でございます。節13、委託料では河原樋及び五久樋ポンプ場の管理業務委託料でございます。節15、工事請負費では鶴野用水路改良工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金では神安土地改良区負担金ほか10件の負担金等でございます。

148ページをお開き願います。

款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費につきましてはその執行率97.6%でございます。詳細につきましては決算概要の114ページから117ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

150ページをお開き願います。

その主な内容といたしましては、節13、委託料では工事積算システム保守点検委託料、及び工事積算始システム構築委託料と、土木維持作業業務に係る委託料でございます。節16、原材料費では土木維持作業に係る補修用材料費でございます。節19、負担金、補助及び交付金では日本道路協会負担金ほか3件でございます。節28、繰出金では公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。目2、交通対策費につきましてはその執行率99.2%でございます。詳細につきましては決算概要の116ページから119ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費では放置自転車等保管事務所の光熱水費と南摂津駅前第1自転車駐車場の駐輪フック203台の取りかえ、道路反射鏡の修繕料などでございます。

150ページから152ページにかけても、節13、委託料では平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託しております委託料と公共施設巡回バス運行管理業務委託料ほか7件の委託料でございます。節14、使用料及び賃借料ではJR西日本旅客鉄道株式会社より借地しております千里丘駅東自転車駐車場ほか3件の土地借上料でございます。節15、工事請負費では交通安全対策工事といたしまして夜間点滅式交差点鎮設置工事及び道路反射鏡設置工事でございます。節18、備品購入費では防犯カメラの購入を行ったものでございます。節19、負担金、補助及び交付金では、その主な内容といたしましては市内巡回バス運行補助金などでございます。項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費につきましてはその執行率は97.5%でございます。詳細につきましては決算概要の118ページから121ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

152ページをお開き願います。

道路橋りょう総務費の主な内容といたしましては、節13、委託料では駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料、及び都市再生地積調査業務委託料などでございます。

154ページをお開き願います。

目2、道路維持費につきましてはその執行率93.4%でございます。詳細につきましては決算概要の120ページから120ページに記載をいたしております

すので、あわせてご参照願います。その主な内容といたしましては、節11、需用費の修繕料では道路の維持補修を行ったものでございます。節13、委託料では街路樹剪定委託料ほか2件でございます。節15、工事請負費ではその主な内容といたしましては新在家鳥飼上線ほか14路線の道路維持工事でございます。目4、交通安全対策費につきましてはその執行率96.1%でございます。詳細につきましては決算概要の122ページから123ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。その主な内容といたしましては節13、委託料では千里丘三島線道路改良事業に係る設計委託料、節15、工事請負費では鶴野54号線道路改良工事ほか4件の交通安全対策工事、節17、公有財産購入費では正雀南千里丘線外2路線、道路改良事業の土地購入費、節22、補償、補填及び賠償金では千里丘三島線道路改良事業における移転補償費でございます。続きまして、項3、水路費、目1、排水路費につきましてはその執行率91.2%でございます。詳細につきましては決算概要の122ページから125ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。その主な内容といたしましては、156ページ、節11、需用費では水路ポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料などでございます。節13、委託料では味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託などでございます。節15、工事請負費では縦井路安全柵設置工事を行ったものでございます。節19、負担金、補助及び交付金では番田水門内水対策負担金、番田水路事業償還金負担金、安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

172ページをお開き願います。

款8、項1、消防費、目3、水防費につきましては執行率93.7%でございます。詳細につきましては決算概要の136ページから137ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。その主な内容といたしましては、節16、原材料費では水防資材の備蓄を図っております。節19、負担金、補助及び交付金では淀川右岸水防事務組合及び安威川ダム建設に伴う水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金などでございます。以上、土木下水道部にかかります平成23年度一般会計歳入歳出決算につきましてはの補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成23年度一般会計歳入歳出決算所管分のうち都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の32ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節3、公園使用料は関西電力株式会社ほか5件の公園占用料でございます。

36ページ、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料と公園明示手数料でございます。節2、優良宅地等認定手数料は租税特別措置法に基づく優良宅地などの認定事務手数料でございますが、平成23年度は申請件数がなかったものでございます。節3、都市計画手数料、用途地域証明等諸証明手数料で

ざいます。

38ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金のうち、耐震診断補助金と耐震改修補助金でございます。

48ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金はその内訳といたしまして、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府自然環境保全条例事務取扱交付金、区画整理事業建築行為等許可事務費交付金、府特定設備等安全確保条例交付金及び大阪ミュージアム市町村補助金でございます。節4、権限移譲交付金はその内訳といたしまして、大阪府版地方分権推進制度実施要綱に基づき大阪府からの権限移譲を受けた都市計画課、建築課及び公園みどり課の事務にかかわる交付金でございます。

50ページ、項3、委託金、目2、土木費委託金、節2、都市計画費委託金はその内訳といたしまして、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

52ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金、節1、寄附金のうち、緑化事業寄附金でございます。款18繰入金、項2、基金繰入金、目5、緑化基金繰入金、節1、緑化基金繰入金は摂津市緑化基金の繰入金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入は都市計画課の都市計画図売却収入及び建築課の建築確認申請者負担金でございます。

次に、歳出でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の156ページをお開き願います。詳細につきましては決算概要124ページから128ページに

記載しておりますので、ご参照願います。款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では執行率98.2%でございます。

156ページ、節1、報酬は緑化推進嘱託員報酬でございます。

次に、158ページ、節7、賃金は緑化推進員賃金でございます。節9、旅費は普通旅費でございます。節11、需用費ではその主なものは消耗品、燃料費、印刷製本及び修繕費でございます。節12、役務費は通信運搬費でございます。節13、委託料は都市計画業務支援に係るGISシステム保守管理委託料及び地形図修正図化委託料でございます。節14、使用料及び賃借料は電子複写機レンタル料及びGISシステム借上料でございます。節19、負担金、補助及び交付金は摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、大阪建築物耐震対策推進協議会負担金、大阪市街地再開発促進協議会負担金及び電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金のほか7件でございます。このうち電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金は平成20年度に実施いたしましたフォルテ摂津の電波障害対策施設のケーブルテレビ移管工事にかかわる負担金であり、4年分割払いのうち、平成23年度分が最終年度でございます。節25、積立金は緑化基金積立金でございます。

次に、160ページ、節27、公課費は公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。続きまして、目2、街路事業費では執行率91.4%でございます。詳細につきましては決算概要の126ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。節8、報償費は景観アドバイザー委員会の報償金でございます。節9、旅費は普通旅費でございます。節

1 1、需用費は消耗品と印刷製本費でございます。節1 2、役務費は都市景観事業の市民協働による活動に伴います保険料でございます。節1 3、委託料は新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います工事積算に係るシステム保守委託料及び道路等詳細測量設計委託料でございます。節1 4、使用料及び賃借料は都市景観事業に係る市民協働によるチューリップアート活動支援に伴います自動車借上料等、及び新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います工事積算システム借上料でございます。続きまして、目3、緑化推進費では執行率91. 2%でございます。詳細につきましては決算概要の1 2 6ページから1 2 8ページにかけて記載いたしておりますので、ご参照をお願いします。節1 1、需用費は消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱費でございます。節1 2、役務費は通信運搬費でございます。節1 5、工事請負費は新幹線公園の側道の桜並木を延長するさくらづつみ事業に伴いますさくらづつみ植栽工事でございます。節1 6、原材料費は、花いっぱい活動に対する助成で、緑化推進事業などに伴います市内花壇の育苗用の堆肥、花の苗や種などの原材料及び誕生記念樹の樹木などの購入でございます。節1 8、備品購入は図書購入費及び緑化器具費でございます。節1 9、負担金、補助及び交付金は摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

続きまして、1 6 0ページから1 6 2ページにかけまして、目4、公園管理費では執行率98. 4%でございます。詳細につきましては決算概要の1 2 8ページに記載いたしておりますので、ご参照をお願いします。節8、報償費では電気機関車等公開事業に伴います報償金でございます。節1 1、需用費は市内公園の電気代、

水道料金及び公園施設の修繕などでございます。節1 3、委託料は公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料、除草、清掃、ごみ収集並びに緑化剪定などの公園管理委託料、案内板設置委託料及びもっこく公園の台帳作成業務委託料でございます。節1 4、使用料及び賃借料はトイレレンタル料でございます。節1 5、公園工事請負費は公園施設整備工事及び遊具の取替え工事でございます。節1 6、原材料費は公園の維持管理に係る砂場の砂、鉄板蓋や塗料等の補修用材料費でございます。節1 8、備品購入費は公園器具費でございます。節1 9、負担金、補助及び交付金は市内1 9か所のちびっこ広場を管理していただいている6 8自治会等の団体に対する管理補助金でございます。節2 7、公課費は公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。以上で、認定第1号 平成2 3年度摂津市一般会計歳入歳出決算所管分のうち、都市整備部にかかわる部分につきましてはの補足説明とさせていただきます。○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 決算概要と決算書を行ったり来たりするかもしれませんが、教えていただきたいと思います。また、決算審査ですので、細かいところもお聞きすると思いますが、お願いいたします。

最初に、歳入について、決算書3 5ページ、し尿処理手数料4 8 7万9, 4 0 0円の内容について、世帯数とかいろいろあると思いますが、具体的にお聞きしたいと思います。

それから、歳出について、決算書1 3 8ページ、し尿処理費全体として1 億6 2 7万1, 5 7 4円かかっていますが、この中でし尿収集運搬委託料は3, 9 4

9万5,089円、昨年に比べて約100万円ほど減額になっています。毎年運搬の費用については交渉していただいておりますが、具体的な内容について、今の到達点を知らせていただきたいと思います。

それから、予算書145ページ、神安土地改良区負担金1,737万8,530円です。厳しい状況があるというふうなことをよくお聞きするわけですが、全体として開発に伴って水路の機能も失われている、水路の管理そのものが少なくなってきているというようなことでも、いろいろ兼ね合わせていきますと、この金額について、これからの方向性も含めて現状を教えてくださいたいと思います。

それから、水路管理の問題です。不法占拠というんでしょうか、水路の上にいるような構築物が設置されたことがこれまでたくさんありまして、随分問題になりました。一つ占用されますと、次もまた起こってくるということで、この不法占拠を排除するために随分苦労してきた経過があります、裁判に訴えたりとか、いろいろなことをやってきた経緯があります。今はそういう状況があるのかなんかということをお聞きしていただきたいと思えます。

それから、決算書151ページ、公共下水道事業特別会計繰出金が20億2,000万円となっているんですが、5,232万2,000円を不用額とされた経過について、これは資本費平準化債との関係でこういうふう調整してきたということだと思えますけれども、公共下水道事業特別会計全体からすれば、この繰出金というのは大きな意味を持っていますから、これは繰出金そのものの考え方として資本費平準化債との調整で出したり入れたりということも、きちっとした考え方を示していく必要があると思

んですが、この点を教えていただきたいと思えます。

それから、決算概要117ページ、夜間点滅式交差点鎮設置工事等の交通安全推進事業で380万3,744万円の決算額です。随分いろいろとご苦労されて予算の中から活用されてきたということだと思えますけれども、市でなかなか予算の関係があって対応していただけないということで、自治会の費用の中で設置されているところがあります。更新時とか、日常的な故障とか、そういうときにどう対応されるのか、自治会との約束事みたいなものをされているのか、そういったことを教えてください。役所もなかなかお金の関係で難しいということで、自治会費の中で対応する自治会も出てきてますけれども、そのことに対する考え方を整理していかなくてはならないと思えますが、平成23年度の中でどういう整理をされてきているかということをお聞きしておきたいと思えます。

それから、決算概要118ページ、これはこれまでも何回も聞いてきたことがあるんですが、モノレール駅自転車・自動車駐車場管理事業の土地借上料で1,092万9,204円。駅に附属する駐輪場・駐車場の土地の借上げについて、固定資産税の下がっていく中での値段の交渉というようなことをされていった経過があると思えますけれども、モノレール南摂津駅では、市が持っている土地との交換、相手がなかなか応じてもらえないというようなことがあるということをお聞きしてきたわけですが、であれば、何十年も借り続けるということではなしに、購入するという道もあるし、いろいろな策があると思えますけれども、そういう交渉経過、平成23年度はどういうふうに進めてきたかをお聞きしたいと思

す。

それから、道路反射鏡定期修繕事業ということで、807万6,600円の決算額になっています。安全対策ということで、その枠の中で努力していただいているということだと思わなければならない、素材についてお聞きします。鉄に樹脂をかけて、犬のおしっこからくる錆を防ぐという工夫をされているわけですが、素材そのものについて以前はステンレスに変えたらどうかという提案をこの委員会の中でもしてきた経過がありますが、10倍近い費用がかかるというようなことで、見送ってきた経過があるんですけれども、本当にこのそういうものについて検証したのか。例えば鉄は1キロ大体100円ぐらいなんだそうです。ステンレスが大体10倍するんですが、物によりけりなんです。素材によっては4倍ぐらいで済むということです。色を塗りかえたりとか、そういうことの手間ではないでしょうか。ステンレスというのは十分耐用できますから、決算額の約800万円があればいろんな工夫ができたのではないかという思いがあります。道路反射鏡、これは一つ事故を起こせば随分大きなお金がかかってきますから、そういう意味で改めてさまざまな素材、ステンレスそのものはいいかどうか別にしまして、照明灯などは亜鉛メッキをかけて、長い間使えるような状況になってますから、そういう考え方もあるのではないかという思いがします。この間どういう経過をたどってきたのか改めてお聞きしたいと思います。

それから、118ページの訴訟委託料が70万7,950円、121ページの訴訟委託料387万1,570万円、訴訟委託料合計で457万9,520円です。121ページの方は東別府二丁目地

域における道路敷の所有権移転請求訴訟の委託料ということです。この件では、決算書61ページに供託還付金が4,102万4,940円とあります。改めてこの経過について説明願いたいと思います。これは同じような形態のところも他にもあると思います。なかなか市のほうに移管してもらえない。開発のときにちゃんとした協定書みたいなものを結んでおきながら、移管がなかなか進まなかった。それがどれだけあるのかということ、報告していただいたこともあります。どういう取り組みをされてきたか、お聞きしたいと思います。

それから、120ページ、道路補修事業で決算額が1億1,489万4,150円となっていると思うんですけれども、優先順位、それから補修する箇所についてお聞きします。日常的に点検をされて、急に処理しなければならないとか、いろいろあると思うんですけれども、例えば当面の5か年計画、中期計画、それから長期計画とか約1億1,500万円の中でやれるものは随分限られていると思うんです。平成23年度取り組んできた内容として、どういう基準で進めてきたかということをお聞きしたいと思います。

それから、同じページで橋梁長寿命化修繕事業ということで決算額が約660万円です。これまで具体的に橋の数や耐震診断の結果についても、ご報告いただきましたけれども、この金額を執行するにあたって、どういう基準で進めてこられたかお聞きしたいと思います。

それから、決算概要114ページの土木維持作業業務委託料4,782万6,558円の作業内容です。これは公園のごみ収集が民間委託から直営にかわったということで、随分仕事がふえてきていると思うんですけれども、今の体制はどう

なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、122ページ、番田水門内水対策負担金、1,143万6,641円です。これは平成11年の鳥飼野々の水害をきっかけに内水排除のための工事をやっていただいたと認識してるわけです。大阪府の事業としてやっていただいたと思うんですが、そういう大阪府の仕事、それから神安土地改良区の仕事は、摂津市に直接かわり合いがあるわけですが、その根拠について改めて教えていただきたいと思います。

それから、同じく122ページ、排水管及び水路しゅんせつ委託料が526万3,860円の執行になっていますが、具体的にどういう利用をされていたのか教えていただきたいと思います。異常降雨時の対策として、しゅんせつというのは効果的な対策だと思うんです。ポンプの維持管理とかそういうのがありますが、随分田んぼが少なくなってきました、これがダムと言ったら大げさかもわかりませんが、大きな役割を果たしますから、こういうところの日常的な管理というのは非常に大事な問題だと認識しております。しゅんせつは、なかなかお願いしても来てもらえないということもありますから、そういう水害対策としてもこれで十分なのかということもあわせて聞いておきたいと思います。

それから、同じく決算概要122ページ、土地購入費で4,225万9,250円、これは阪急正雀駅前のマンションが建ったときに道路用地として購入されたという認識でよろしいのでしょうか。また、正雀本町7号線はその中に入っているのでしょうか。阪急正雀駅前では全体構想と言いますか、どういう形で道路を確保して安全対策を図ろうとしている

のでしょうか。限られた予算の中でそのことが本当に今必要なのかというようなこともあったらと思うんですけども、改めて教えていただきたいと思います。

それから、決算概要128ページ、緑化推進事業の決算額83万3,983円についてです。誕生記念樹の植樹場所が限られてきて、その確保の問題、それからその後の管理の問題についてお聞きします。以前は平和公園のところがありましたけれども、枯れたりとか、標札がなくなってきたりとか、せっかく植えた木がなかなか有効活用されておらず、植えることだけが目的になっていたのではないのでしょうか。本来の趣旨からして、今のあり方がどうなのか、それから植えていく場所、確保の問題があります。随分いろんなことがこの中に内包されていると思うんですけども、改めてきっちりした考え方を示していただきたいと思います。

それから、136ページの水防費の問題です淀川右岸水防事務組合負担金として、平成23年度は1,322万3,600円を執行しています。平成22年度は582万7,000円になっているんですが、倍以上になっているので、具体的にその中身について教えていただきたいと思います。それから、水防資材について、毎年20万円を予算計上されています。平成23年度は約9万9,000円執行され、前年度の平成22年度は約17万円の執行だったと思うんですが、この水防資材は、水防倉庫の中の資材をいろいろと更新をされていると思うんです。どういう基準に基づいているのかということと、使用頻度について、本当に使っておられるのかなと、必要なのかなというようなことも含めて、どういう検

証の中でこの費用は使用されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず1点目のし尿処理手数料の内容ということでございます。し尿処理手数料につきましては定額制とそれから従量制とに分かれておりまして、定額分が256万8,500円、従量分が231万900円となっております。定額分の世帯数でございますけれども、平成22年度末で571世帯、これが平成23年度末には487世帯となっております。

それから、2点目のし尿収集運搬委託料で、前年度より減少しております。し尿収集運搬委託料につきましては基本業務の委託料、作業委託料、それから不定期収集に係る委託料というふうに分かれておりまして、基本委託料と申しますのは今現在2台で収集しております、これに必要な人件費、機械機具費等の基本的経費に対する委託料でございます。作業委託料と言いますのは収集件数に応じて変動する経費に対応するもので、1件当たり70円ということで委託料を支払っているものでございます。それから、不定期収集に係る委託料につきましてはこれは定期以外の不定期ということで、1リッター当たり中間収集でございますと7.5円で、臨時の収集に対する委託料を支払っているものでございます。ちなみに、基本委託料のほうにつきましては前年度と変わっておりませんけれども、作業委託料につきましては1件当たり70円、これは、平成22年度は100円としておりましたものを1件当たり70円としたもので、30円値下げしております。さらに、中間収集分の7.5円でございますけれども、これも平成22年度

は8.5円としておりましたけれども、これを平成23年度は1円値下げしまして7.5円としております。ちなみに、本年度24年度でございますけれども、この7.5円をさらに5円に値下げをしております。

次に、神安土地改良区負担金でございますけれども、神安土地改良負担金につきましては経常賦課金と排水施設の維持管理費負担金に大きく分かれております。経常賦課金と言いますのは、土地改良区の事務費、事務諸費などの事務経費の負担金で、用排水面積に応じて算定されるものでございます。排水施設の維持管理負担金につきましては排水施設の管理に要する費用を関係団体で負担しているものでございます。経常賦課金につきましてはさらに排水賦課金と用水賦課金とに分かれておりまして、排水賦課金が47万8,170円、用水賦課金が65万3,960円、排水施設維持管理費等負担金につきましては1,624万6,400円、これが神安土地改良区負担金の内訳でございます。今後の見通しで、この負担金がどうなっていくのかということでございますけれども、排水賦課金、用水賦課金、これらは経常賦課金と呼ばれるものでございますけれども、これは用排水面積に応じて負担するもので、事務費、事務諸費を用排水面積に応じて算定されているということから、面積等がだんだん減ってくれば、これも徐々に減っていくものと考えております。排水施設の維持管理費負担金につきましても急激に減っていくことはないですけれども、水路等が減少していけば、それに係る維持管理費等も減少していくと考えております。

次に、公共下水道事業特別会計繰出金でございますけれども、繰出金の考え方ということで、基準内の繰出金、これは一

般会計で負担すべきものということで、問題は汚水処理に要する経費を使用料収入だけで賄えない状況が続いておりますので、依然として赤字補填のための繰り入れが必要だということでございます。財政課ともいろいろ話をしていますけども、現在、資本費平準化債を発行しております。これが市の財政事情からもやはり当分の間必要であると、中期財政見通しにおいても、この資本費平準化債の発行を前提にして計画が策定されているという状況でございます。特に、平成26年度からはこの資本費平準化債、平成16年度から借入れを行ってありまして、その10年目、平成26年度からは元金の残額部分の一括償還をしなければならないということで、公債費が急増いたします。当然その財源としては借換債を予定しておるわけでございますけども、依然としてこのように公債費もずっと高止まりの状態が続いていく、一方で使用料収入は大きな伸びは期待できない、平成19年度以降減少傾向にあるということからも、繰入金については今後とも今のような状況、赤字補填のための繰り入れが当分の間必要であると考えてありまして、繰出金についても20億円を上回るような金額が必要になってくると考えております。

次に、番田水門内水対策負担金でございますけども、番田水門の内水対策事業としましては、まず安威川左岸ポンプ場の建設に係る負担金というものがございまして、これは淀川右岸の流域下水道事業として実施されたものでございます。その事業に対して本市が応分の負担をしていくというもので、これについては現在288万円程度の金額でございますけども、これが平成25年度ぐらいまでは増加してまいります。500万円を超え

るような金額になろうかと考えております。それ以外の内水対策事業としまして、三箇牧ポンプ場の建設償還金負担金でございますが、これは大阪府が実施した工事で、これに対して本市のほうは事業費の25%を負担しているものでございます。そのほか三ツ樋樋門改良償還金負担金というのがございます。これは神安土地改良区と本市とで負担をしているものでございます。さらに、番田水路下流部の負担金、これは浜町の堤防のかさ上げでございますけども、こういった事業がでございます。本市の負担割合については調査して改めて答弁させていただきます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 まず、水路占用につきましては非常に対応が難しい状況でございます。我々といたしましても不法占拠の解消に向けて努力をしていかなければならないと認識はしております。しかしながら、正直なところ交渉に非常に時間がかかる内容でありまして、相手からは別の場所の不法占拠を解消してからとか、いろいろ難題をぶつけられているのが実情でございます。担当職員としても手が負えないという状況であります。不法占拠対応策がごね得とならないように、時間をかけてでも相手側に交渉を重ねながら理解を求めていくように努力してまいりたいと思っております。また、何回も不法占拠で現場に行ってもなかなか進まない場合は裁判も視野に入れて、今後考えてまいりたいと思っております。

次に、決算概要の122ページの排水管及び水路しゅんせつ委託料についてでございます。当初870万円の予算を計上させていただいておりましたが、決算額は526万3,860円となっております。これは管、及び水路内の土砂、ご

み等が堆積したところ、疎通能力の低下に伴いまして、緊急を要する箇所を速やかにしゅんせつするために、市内ではございませんけれど、7社のしゅんせつ業者と単価契約を行って、しゅんせつを行っております。それと、水害対策はどうかということでございますが、もちろん水害のときには管や側溝、集水桝が詰まっているときには、単価契約業者で速やかに清掃等も行っている現状でございます。

続きまして、淀川右岸水防事務組合負担金でございますが、平成22年度に比べて増額になった理由でございますが、これは東日本大震災によりまして、消防団員の殉職者に係る公務災害補償等による経費が多額になることから消防団員等の公務災害補償に係る掛金の額が消防団員一人に当たり今まで1,900円だったんですけども、2万4,700円となりまして、2万2,800円引き上げられました。これは平成23年度の1年限りでございますが、摂津市分といたしましては消防団員が580名おられます。なお、この財源に関しましては国から、平成23年7月25日付で成立いたしました第二次補正予算におきまして計上された特別交付税の一部を活用いたしまして、追加掛金に係る市町村の負担の全額について特別交付税で配分されることになっております。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 まず、道路反射鏡定期修繕事業について、建設常任委員会において材質を改善できないかというご意見をいただき、ステンレスはどうかというお話もございました。私どもで素材につきましていろいろ検討をしたわけでございます。平成22年度にご意見をを受けまして、私どもでメーカーに相談に行ったことがあるわけなんです。ただ、

このメーカーは厨房専用でやっておられる方で、屋外の構築物については余り細かいことはわからないと言いながらいろいろ教えていただいたことがございます。それについてお話をさせていただきます。

まずステンレスも絶対に腐らない、転倒しないということではないことです。傷がつきますと倒れますし、外で雨、風に曝されるとどういう状況になるかはわからないので、そういう事を考慮してくださいということでもございました。また、普通の鋼製品よりはやわらかいと、ただ加工という形になってきますと、曲げたり加工するには専門家で検討してくださいというお話もございました。取り付けの金具で心配した電蝕や腐食についてはステンレスと鋼という形で、電蝕の問題は心配しないでしょうということでも、使うことは可能ですからメーカーで十分な検討してくださいという回答でもございました。私どもがこれにつきまして、どう検討を加えてきたかということでもございますが、先ほど委員がおっしゃいましたように、支柱に亜鉛メッキを施した道路反射鏡が売られております。見た感じは上から塗装しておりますので、見えなかもわかりませんが、平成16年からそういう材料を使うようにして設計しております。ほぼ10年が経過してきていますので状況を確認しながら、全体をドブ漬け塗装した、亜鉛メッキのほうが一番安全なのか、そういうものについても検討していきたいと思っております。

次に、東別府二丁目地域における道路敷の所有権移転請求訴訟についてでございます。この裁判につきましては平成21年度、東別府二丁目地域内道路を所有する会社2社に対して、道路保全という形で売り払い防止の仮処分申請を行って

おります。その後、仮処分を行った後、所有権登記請求事件を起こしまして、平成23年4月に判決が出され、5月に判決が確定しております。その後、平成24年に供託金の返還を大阪法務局へ求めております。供託金3,500万円と600万円に利息の2万1,700円と3,240円がついてきたという形で、この合計が4,102万4,940円という形になっております。それから、訴訟委託料合計で457万9,520円についてです。これは先ほど言いました東別府2丁目地内の道路所有権移転登記請求事件にかかわる訴訟費用など、弁護士にかけました実費と成功報酬でございます。これが387万1,570円。あともう一つは平成22年に正雀で発生しました妨害物除去等仮処分命令申立事件にかかわる弁護士の報酬とその仮処分にかかった費用が70万7,950円。合計で457万9,520円となっています。

あと、道路補修事業についてでございます。平成23年度から平成28年度に向けて5か年計画を立てております。それに基づいて事業を進めたいと思っております。なかなか予算が厳しい状況でございます。年間計画の半分ぐらい、1億円ぐらいの予算がついている状況です。平時は修繕工事には補助がございませんが、平成22年に枠が広げられましたので、その補正を行いまして2,500万円の修繕工事、それを国費でいただいております。これにつきましては補助対象額2,000万円でございます。その55%、これが補助金の対象となっております。それであと、順位付けにつきましては5か年計画を立てるときに現地を確認し、工事計画を立てるわけですが、毎年舗装も傷みの激しい箇所、危険な箇所がどんどんふえております。それ

につきましては計画外でございますが、年度ごとに補修場所を確認しながら事業を執行している状況でございます。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては平成21年に点検を実施しております。その中では健全というご報告を受けております。しかしながら、通行面の手すり、伸縮目地の飛び出し、舗装面のでこぼこということはございますので、平成23年度は柳田歩道橋につきまして伸縮目地の修理、塗装の塗りかえ、歩道面の保守、を行っております。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 水防資材について説明しておりませんでしたので、答弁させていただきます。

水防資材でございますけれども、市内全域では土のう6,800袋を用意しております。内訳でございますが、市役所横の高架下で3,800袋、それと新在家の新幹線の側道で2,500袋、それと正雀の安威川公民館南側で500袋の備蓄をしております。それと、平成23年度は水防資材といたしまして、9万9,382円を使用させていただいておりますが、この分はブルーシート、それと土のう袋、それとマスクの購入をさせていただいております。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 夜間点滅式交差点鎮でございますけれども、当初の交通対策費中、交通安全対策工事請負費といたしまして323万円計上いたしておりましたけれども、そのうち夜間点滅式の交差点鎮に使用しますのが75万5,000円の予算内でございます。実際には60万9,000円で7基設置いたしております。新設は3か所で、復旧は4か所となっておりますが、この予算の中でやりくりしておりますので、新設はなかなか

難しい状況でございまして、ほとんど復旧に要しているのが現状でございます。自治会で設置されたということでございますけれども、現在自治会で設置していただいたものは8か所ほどございます。それが平成20年、21年ごろに設置されたものでございまして、まだ耐用しておりますが、復旧に際してはまた自治会との協議になろうかと思っております。できましたら自治会でお願いしたいと思っております。

次に、モノレール南摂津駅の自転車駐車場の土地借上料についてでございますけれども、過去に税のことも含めまして値段の交渉には当たっておりまして、少しではございますけれども、下がってきた経過はございます。委員がおっしゃったように購入とか、交換というお話もしてまいりましたけれども、もし購入、交換ということをお考えいただけるのであれば、そのための鑑定費用だとかということまでご相談申し上げましたけれども、売るつもりはないという返事をいただいておりますので、今の借上料の中で下げられる交渉を続けていきたいと思っております。

あと、正雀駅前の土地購入費でございますけれども、正雀南千里丘線外2路線、道路改良事業に係る土地購入費でございまして、道路拡幅整備の計画区域におきまして道路法18条の規定に基づきまして、道路区域の変更を行っております。開発行為などに当たっては道路管理者の許可が必要とすることにしております。今回、区域内で建築物の新築の計画が出されたことによりまして、補正をいただきまして、平成23年度で買収をいたしたものでございます。この路線については正雀南千里丘線でございまして、委員

がおっしゃった正雀本町7号線というのは駅に向かう南北の通りでございまして、そこは、以前に駐輪場との交換で取得しました約92平米ほどの土地がございまして、それ以外にまだ新たな交渉までは至っていない状況でございます。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 緑化推進費の誕生記念樹の件でございます。

まず、誕生記念樹の標札の件でございますけれども、パトロール等で確認いたしております、その際、状態が悪い物につきましては予算の関係を見ながら年度の最後のほうになるんですけども、標柱の設置をいたしております。

ご指摘の平和公園でございますけれども、平成5年4月に植樹いたしました分の標柱は現在異常な状態でございます。これにつきましては予算を見ながら標柱の設置がえを行っていききたいと思っております。

それから、樹木の管理でございますけれども、これにつきましてはずっと行っております、記念樹の台帳はつくっております。ですから、何年にどこに植えたというのははっきりわかるようになってございまして、その中でも中には枯れるものがございます。ですから、枯れました際には新たに同じ樹種を設置しているものでございます。平成24年につきましてもクスノキ2本を補植いたしました。

それから、この記念樹につきまして年に二、三回でございまして、市民の方から自分の生まれたときの木はどこにあるのか、それはどうなっているのかという問い合わせもございまして、このように大切な木でございまして、大切に育ててしているわけでございまして、しかしながら、毎年行っていききたいわけでございまして、現在、市場池公園の

ほうで植樹祭を年2回行っておりますけれども、植える場所がなかなかなくなってきたというのが現状でございます、平成23年度から今までずっとクスノキを植えてきたわけでございますけれども、そのクスノキから桜にかえましたので、ほかのところでももう少し植えられるんじゃないかということがございます。ですから、この場所に植えてほしいという市民からのご希望もございます。これを考えながら、これから先の植える場所について選定してまいりたいと考えております。

○野原修委員長 川上参事。

○川上道路管理課参事 土木維持作業業務委託料の中に公園ごみの回収などが入っておって、その現状はどうなのかという点にお答えします。

当初平成19年から始めまして、数年の間は土木維持の中でやっておったわけなんですけれども、近年、資源ごみという言葉がよく出されますけれども、それによって洗浄とかそういう作業をしなければいけない状態が生じてきました。それにかかわる費用が余りにも大きいもので、当初公園ごみの回収ということでした金額よりも高つくような状況があったことは確かなんです。それから、現在はシルバー人材センターに前年度より委託させてもらって、危惧はしたんですけれども、委託することによって予算内でおさめることが可能になっております。ですから、金額的に現在の状況は切羽詰まっているという状況ではなく、反対に工夫することによって不用額も出たと思っております。以上が今の状況でございます。

○野原修委員長 それでは、答弁漏れがあるようでしたら、2回目で再度質疑をしていただくようお願いいたします。

山本委員。

○山本靖一委員 お聞きしたいことがなかなか返ってこない訳ですけども、改めて質疑をしたいと思えます。

まず、し尿処理の問題です。具体的な数字をお伺いします。571世帯が487世帯になったと。この中でお聞きしたいのは、このし尿処理についても減免世帯があったと思うんです。何世帯なのか、幾らなのか、どういう生活状況をされていて、どういう扱いになるのか気になるところです。具体的に把握されていると思えますので、それはお聞きしたいし、廃止の方向性を出されたわけですから、その具体的な検討についてお答えいただきたいと思えます。

それから、し尿収集運搬委託料、これは随分頑張っていたいただいて、いろんな形の中で数字が出てきているというふうには思うわけですが、毎年200キロリットルほど減少するということで、正雀終末処理場機能停止に伴う吹田市との交渉において応分の負担を請求する際には、どの時点で固定をして交渉するのかという思いもあるわけです。決算概要106ページのクリーンセンター管理事業において、正雀終末処理施設維持管理負担金1,481万8,944円、正雀終末処理施設整備負担金で3,056万4,861円、し尿処理費全体で1億627万1,574円かかっています。正雀終末処理場が機能停止すれば、これから他の自治体をお願いしていかなければいけないのですが、吹田市との交渉で吹田市に求める応分の負担の考え方を改めて聞かせていただきたいと思えます。

それから、神安土地改良区負担金の問題、先ほどお聞きしたんですけども、これは何年ごとに見直していくんでしょうか。具体的に見直しをされた経過があ

るんでしょうか。毎年同じような金額になっていくのか、神安土地改良区も事務費のほうは場所が少なくなっても同じように人が要るとのことだと思っておりますけれども、全体として面積というのは減ってくると思っております。それと、神安土地改良区が本来やるべき仕事、摂津市がやらなければならない仕事、神安土地改良区の管理区域の中の関係市町村の役割について、見直していくということはいろいろやられているかもしれませんが、摂津市が出している負担金の中で意見を出していくというようなこともきちんと方針として出していかなくてはならないと思っております。どういうふうに思っておられるか、お聞きしておきたいと思っております。

それから、水路の不法占拠の問題です。これは先ほどお聞きしたら、随分前も同じことを言っておられました。「うちを言うんやったら、あっちを先に言うて来い」という、前から同じようなことを言われているんです。それに対して毅然とした対処をするのが本当の取り組みなんです。何回行かれて相手がどういうふうな話をされているか、それに対して市の基本的な姿勢、以前の取り組みからして今の対応がそれで済んでいるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、水路だけではなく、道路の不法占拠の問題です。随分長いことかかっているところがあります。この間どういうふうに対処されたのか、お聞きいたします。裁判を起こした事例もありますが、人通りがない場所なら見過ごしてしまうといった問題もあります。これは水路の不法占拠と同じだと思っております。市の基本的な姿勢が問われているというふうに思いますが、ずっとこのまま来てるのではないかという思いがします。

たくさんの事業がありますから、なかなかそれだけにかかっておられないということはあるかもしれませんが、やっぱり大事な市民の財産ですから、そのことに対して市は足元を見られるわけです。一事が万事ということがありますから、そういうことについて頑張ってきた経過を含めて教えていただきたいと思っております。

それから、公共下水道事業特別会計繰出金について、会計のあり方、それから一般会計としても公共下水道事業特別会計の借金をどういうふうにしていくか、資本費平準化債の考え方についても整理していかなくてはならないと思っておりますが、今の財政状況から見たら資本費平準化債に頼らないと仕方ないということの中からやむなくきてるような、そんな方向なのかなと思っておりますけれども、しかし大きな金額ですから、考え方を整理していく、何回も同じような議論を繰り返すようなことになるかもしれませんが、繰出金についても部長のほうで随分交渉されてるかもしれませんが、そのやりとりの中でご苦労されているようなことも含めてお聞きしておきたいと思っております。

それから、夜間点滅式交差点鎮の関係ですけれども、これは自治会との交渉ということで、裕福な自治会ではそういうふうにはやっておられる所があるかもしれませんが、そういうふうに自治会自身がいろいろやっていかれることについて関知しないということではないと思っております。自治会のほうは役員さんがかわっていきますから、そのときに知らなかったということになってたら市の責任が問われていくわけですから、やっぱり一定の協定書みたいなもの、約束事みたいなもの、そういうものを整理していく必要があると思っております。考え方を整理する必要があ

るのではないかなという気がするんですが、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、賃借料の問題は随分ご苦労されているんですけども、固定資産税も下がってきますし、市が困っていると、非常に財政的に困難な状況にありますので、そういうことの中で理解をしていただく努力を重ねていくというのが大事だと私は思うんです。土地の活用については市民的には議論されていません。そういう中でこの借地問題なども解決していくべき問題、担当だけではなしにそういう性質のものだというふうに思うんですけども、この辺は部長にご答弁をいただきたいと思います。

それから、道路反射鏡の素材の問題です。いろいろ検討していったというようなことで、民間企業のほうにも協力をお願いに行かれたというようないろんな経過も知っています。改めていろんな素材について検討していくということなんですけれども、専門的なところからきそういう情報を得られたということではないと思うんです。他市にそういう状況がないからといいようなことかもしれませんけれども、毎年これから800万円余りかけて10年以上過ぎたところをやっていくということですから、そのお金の効果的な活用と同時に、一つでも折れて事故を起こせば大変な金額につながっていく、お金の話ばかりしたらいけませんけれども、人命にかかわるようなことがあったら、これはもう大変なことになるわけですから、やっぱり日常の安全を確保していく上でそういった研究を、何年も何年もということではなしに、集中的にやれば答えが出てくると、そんな難しい話ではないと私は思うんですけども、検討するというふうにおっしゃっていま

すので、これはそんなに時間をかけてということではなしに、だめやったらだめというような答えを出していただいたらと思います。費用対効果の関係でいつもおっしゃっていますから、この点もお答えをいただきたいと思います。

それから、市内循環バスと公共施設巡回バスについてです。このことについて、2年間にわたって市長から進めていきたいという方針を述べられました。それがこれからまだ先に延びていくというような状況、これは建設常任委員協議会の中でも聞きました。平成23年はアンケートを採られました。このアンケートは随分否定的な内容だったという、市民の方の要求が伝わってこないというふうな報告もあったんですけども、どういう目的でとられたのか、本来高齢者とか、社会的弱者と言われる方の社会参加を促すという意味での公共交通手段の確保、それを補填するために公がいろいろ手だてを尽くしているということなんです。そういう社会参加を促していくという基本的な議論のところはどうだったのかと改めて思うんですけども。交通所管のほうで考えていくのか、そうでなしにそういった方の社会参加を勝ち取っていくというふうなこと、それから同時に今の高齢者の方の交通事故などがふえていて、免許証を返していく、事故を減らして、社会的な損失を減らしていくという考え方の中で免許証を返された方に対していろんな市としての施策を出しているというような自治体があるのもご承知のとおりです。そういう中で巡回バス、循環バス、それぞれに対して今また先送りするというふうなことで来ていますけれども、この2年間は何だったのか、あるいはこの3年目の同じような状況で元に戻ってしまったというふうなことを見ていった

ときに、市長が述べられた市政運営の基本方針の軽重が問われると私は思うんです。1年間どれだけ努力してきたのか、どういう方向で努力してきたのか、しかも理念として、市民の方から何のために要求が出ているか、それを解決するために所管だけではなく、他の所管との関係でもって整理をしていく必要があったんではないかと思っています。福祉の分野では移送サービスの車をふやしたりとかいろいろされてますけれども、社会的交通弱者に対する基本的な姿勢です。そういうことについてお聞きをしたいと思います。

それから、近鉄バスとの交渉です。これまで繰り返し言われてきたのは補助金1,000万円を削れば路線が廃止につながるから、この1,000万円はやむを得ませんというようなことがこれまでずっと言われてきました。そうすると、この1,000万円を補助するということがだけではなしに、その1,000万円の中身です。平成23年度の利用者の数を教えていただきたいと思っています。この1,000万円で効果的に市民の足を確保するというところの中でどんな交渉をされてきたのか。補助金を削るというだけの交渉ではなしに、1,000万円が有効に使われるような交渉をすべきだったんではないかというような思いがするわけですが、そういう交渉がされてきたのかお聞きしたいと思います。

それから、東別府2丁目地内の道路所有権移転登記請求事件についてです。基本的な方針として、市のほうに権利が移管されていないで事例では、市のほうに移管していただく、そういう努力を一つ一つ積み重ねていくということが必要だと思っておりますけれども、そういう状態になってるところに対してどうしていくの

かというようなことをお聞きしたいと思っております。あと何か所あって、それぞれいろんな理由があると思っておりますけれども、見通しなどをあわせて聞かせていただきたいと思います。

番田水門内水対策負担金については改めて答弁していただきますので、その後でお聞きしたいと思います。

それから、しゅんせつについて、以前は計画的にやられてきたという認識をしているわけですが、しゅんせつだけではなしに、田植え時期とか、それぞれ季節によって水路に水をためておかなければならないというふうな理由はあるかもしれませんが、今の気象予報というのは当たりますから、いろんな準備をされていると思っております。事前に水を落としていこうという、これは自動的にポンプが稼働するというだけではなしに、今の対応の中で進めていくだけではなしに、いろんな工夫をしていく、例えば自治会のボランティアの方とか、専門家でなかったらポンプを動かすということはなりませんけれども、そのほかには例えば道路の雨水柵も清掃とか、いろいろ管理していただいているような方がいますし、やっつけていただいている自治会もあるそうです。自治会にいろんなことをお願いするというのは非常に恐縮ですが、こういう状況の中では皆さんの気持ちも随分変わってきていると思いますので、そういうところへの働きかけ方があると思っております。小さなことの積み重ねが少しでも水害を防ぐというか、ほかにつながればという思いがありまして、そういう点での基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

阪急正雀駅前の土地購入費についてです。府営住宅から駅前に行くところについて拡幅していくという計画で、これは

今の財政状況の中でそのとおり進めていくのかというふうなことをお聞きしているわけです。基本的な考え方です。公共交通手段とかいろいろなことの方を整理する中で改めて大きな道路を持っていく必要があるのかどうか。本来であればいいんですけども、やっぱり今の財政状況の中でそのことが本当に必要になっていくのかなという思いもするわけです。駅前の交通状況として本当に人が減ってきています。阪急摂津市駅のほうに随分人が行かれたりとか、JRのほうに人が行かれたりとか、随分人の流れが変わってきてるといような状況の中で真剣な検討と言うんでしょうか、平成23年度、そういう視点で物事を考えてこられたことがあるのかなというようにことを知りたいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

それから、緑化推進費の誕生記念樹の件です。これは桜にかえたということですが、クスノキは樹が高くなってきますよね。場所がなくなれば伐採の対象になってくるのか、あれだけの間隔で、将来どんなふうになっていくのかなというのを思うんですけども、今はいけるけれども、将来植えるところもなくなると、これはいつの時点でというようにすることがもちろん出てくるかなということです、植える場所がなくなるわけですから。そこの考え方の整理はまだずっと先に送っていくんでしょうか。毎年同じような思いをしながら記念植樹の祭典をやっておられるのではないかなという思いがするんですけども、一度聞かせていただきたいと思います。

それから、水防費の淀川右岸水防事務組合負担金についてです。東日本大災害で消防団員のために公務災害の費用をそこで組んだということですが、水防事務

組合に対する負担金としてそういうところに入れる理由を教えてくださいたいと思います。水防事務組合はこれまで随分長い歴史を持っていて役割を果たしてこられたと思うんですけども、今具体的にどんな活動をされているのか、水防倉庫もたくさんありますけれども、こういうところの資材について、点検もされていると思うんですけども、毎年資材の更新とか、水害がないということが一番ですから、一度も使われていない資材も随分あるのではないかと、今の時代にそういうもので対応できるのかどうかというようにことも含めていろいろ心配することがあります。淀川右岸水防事務組合負担金1,322万3,600円は保険料が1年間でふえたからというようにお話ですけども、これが水防事務組合に対するお金の出方で正しいのかどうか。この点を教えてくださいたいと思います。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理手数料のうちの減免世帯数の内訳でございますけれども、平成23年度は減免額としては15件、1万3,800円でございます。内訳としては障害者のいる世帯10件、独居老人世帯3件、一人親家庭世帯が2件という内容でございます。この減免の考え方でございますけれども、上下水道の福祉減免が廃止されることに伴いまして、し尿処理の減免も廃止したいと考えております。福祉部局のほうで福祉減免にかわる代替措置を講じられる予定でございますので、上下水道と同じように福祉減免制度については廃止を予定しているところでございます。

それから、収集運搬委託料でございますけれども、過去5年間で、大体し尿と浄化槽汚泥で合計しまして年間200キロリットル以上減少しているという状況で

ございます。こういった過去5年の減少量等を考えまして、同じようなペースで減少すれば大体十七、八年ぐらいでなくなっていくという、これは机上の計算ではそういうふうになっていくわけでございます。吹田市と今、交渉しておりますのはこの差額というものをどういうふうに出していくかということで交渉しております。その前提として量が今後どういうふうに減っていくのかということ、それから差額の経費の中にこういったものを含めていくのか、一つはクリーンセンターの管理費、それから収集運搬委託料、それから人件費等でございますけれども、こういったものが仮に正雀終末処理場が存続していた場合にどういうふうに移していくのか、これは予想額でしか算定できません。そういった一定の量であるとか、差額対象経費であるとか、これをどういうふうに定めていくのか、これをまず定めた上で差額の計算をしていくべきものでございます。まだ、これは吹田市と協議中でございます、確定はしておりません。

それから、神安土地改良区負担金でございますけれども、見直しの経過と言いますか、神安土地改良区負担金は、先ほど説明しましたように経常的な経費に対する負担金と、それから排水施設の維持管理費負担金がございます。経常賦課金というのは事務費、事務処理などの経常的な経費に対する負担ということで、これは用排水の面積に応じて本市が負担していると、ただその単価、例えば排水賦課金でございますと、1平米当たりが0.95円、用水の賦課金でございますと、1平米あたりが3.54円という単価になっております。この単価というのは以前から変わってはいないんですけども、この単価がどういうふうに変定されてい

るのかと言いますと、排水賦課金の0.95円と言いますと、排水施設の維持管理費、これを排水の地積で除した額を基本に、さらに農家等への負担も考慮してこの額が定められたと聞いております。用水賦課金、この3.54円、これも用水施設の維持管理に係る維持管理費を用地積で除した額、これを基本に農家等への負担も考慮し定められているということで、この単価については以前から変わっておりません。

排水施設の維持管理費負担金でございますけれども、これは本来農業用排水路に係る農家等が負担していただくべきものなかもわかりませんが、神安土地改良区の場合は市街化の進展によりまして、こういった農業用排水路が下水の機能を兼ねているという実態がございます。こういうことから排水施設の管理に要する費用を関係団体、高槻、茨木、摂津市が負担しているというもので、その負担割合と言うのが関係市の協議によって決められているものでございます。

先ほどの説明で漏れておりましたけれども、この排水施設維持管理費負担金の中に冬季送水負担金というのがございまして、これは冬場に悪臭対策、それから防火用水として利用するために送水をしてもらっていると、こういう負担金もございます。さらに平成23年度からは親水緑地施設維持管理費と言いまして、これは一津屋の農業協議会等が行っている水路清掃活動等に要する費用の負担金ということで、これが15万円となっています。さらに府営事業として番田水路に係ります排水樋門、水位監視施設の管理費負担金28万9,000円、こういったものが平成23年度は計上されております。こういったことから本来、神安土地改良区が負担すべきものという中にも、先ほ

ど言いましたように市街化の進展状況等を加味して関係市が負担しているということがございます。こういったものをそれぞれの関係団体と協議し負担割合等を決めているところがございます。今後、より適正な負担のあり方について関係団体等と協議をしていきたいと考えております。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 0時57分 再開)

○野原修委員長 それでは、再開します。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 番田水門の内水対策事業に係る負担割合で、三ツ樋樋門の改修でございますけれども、これは神安土地改良区事業でやっておりまして本市の負担は50%となっております。

浜町の堤防のかさ上げにつきましては、堤防本体部分については7.5%、それから利活用の部分、これについては8.5%となっております。

それから流域下水道事業で行っております安威川左岸ポンプ場につきましては、本市の負担割合は24.72%となっております。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 まず水路管理について、日常的な管理、特に不法占拠者には毅然とした態度で取り組むようにということでございます。今度、地元水利委員と協議をしまして、特に悪質な場合は私どものほうが毅然とした態度で今後取り組んでまいりたいと思っております。

また、これまでの取り組み状況でございますけれども、烏飼中2丁目、3丁目の八尾茨木線沿いで不法占拠がありました、そこに関しては倉庫、車庫等で使用していたところを片づけをしていただ

ているところでございます。

次に、しゅんせつの委託についてでございますが大雨のときには、集中管理室で監視しておりまして、大雨洪水注意報が発令されましたら速やかに水を水路に落とすようにしておりますので、それは間違いのないと思っております。

それと、まちの美化活動のときにどうかということですが、今現在、約70自治会でまちの美化活動等の清掃活動もしていただいておりますので、今後もまちの美化活動等に関しては働きかけを進めてまいりたいと思っております。

続きまして、淀川右岸水防事務組合負担金でございます。東日本大震災による水防団員の殉職者ということですが、これは水防団員等も含まれますので、水防団員等ですので、消防団員も含まれておりますので、その関係上でございますので、追加させていただきます。ですから、消防団もあるし、水防団もということですので、よろしく願いいたします。

それと、淀川右岸水防事務組合の活動でございますけれども、洪水または高潮に対しまして、水害を警戒し、防御し及びこれによる被害等を軽減するために必要とする事務等行っております。この組合は、水防業務達成のための施設、資機材の充実、水防組織の強化等を鋭意努力してまいるとともに、広範囲の組合区域を防御するための水防団の組織でございます。約2,900名の水防団員がその任務の遂行に当たっております。

水防計画や水防業務に係る重要事項を審査し、審査をするための水防協議会も設置しております。

次に、主な水防訓練の活動でございますけれども、淀川上流部、中流部、下流部でございますけれども、その水防訓練を行っております。

それと、関係機関への防災訓練の参加でございますけれども、大阪府地域防災総合演習の参加、島本町総合防災演習の参加、消防署合同水防訓練の参加、高槻市の防災訓練の参加、茨木市総合防災訓練の参加、そして摂津市総合防災訓練の参加、と吹田市総合防災訓練の参加等をしております。

次に、初心者・指導者等養成水防訓練でございますが、初心者の水防訓練と指導者養成水防訓練等も行っております。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 道路の不法占拠についての対応ということでございます。

平成24年度になるんですが、現在2件の道路に係る不法占拠物の対応がございます。

1件につきましては鳥飼新町の新幹線側道と茨木寝屋川線の角、そこは自動車会社の資材、廃自動車を置かれたという形ですが、ほぼこれは撤去が完了しております。

もう1件につきましてはダイキン住宅内、道路内及び水路敷内の不法占拠物を排除するために、自治会と共同で対処に当たっているところでございます。

道路反射鏡の問題でございます。委員がご指摘のとおり道路管理者の道路管理に瑕疵が無いように努めるのが一番の役目でございますが、これにつきましては、先ほどおっしゃいましたように構造の検討は十分にしたいと思っておりますので、早急に検討してまいりたいと考えております。

あと、開発行為で行われております市のほうに移管されない事例がどのくらいあるかということでございます。訴訟を行う段階で調べますと、そういう箇所は18か所ございました。そのうち3か所につきましては、現在所有権移転の手続を行っている最中でございます。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 夜間点滅式交差点の件でございますけれども、当時自治会のほうで予算があるということで、市のほうで設置できるのは年間数か所でございますので、予算があるところで設置いただいたという経緯がございます。ただ、設置の際の手続関係は市のほうでしていたこともございまして、今回委員おっしゃったように一定の管理、整理が必要かと考えております。それに向けて当時の設置の経過を含めまして、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

市内循環バスと公共施設巡回バスの件でございますけれども、平成23年度当初に周知を図る意味で摂津市の広報に5月1日号だったと思っておりますけれども、一面を割きましてバス特集を掲載させていただきました。それ以降、市内旧小学校区を含めまして12校区の自治会と校区の会長と懇談会を開催させていただきました。その中でご意見もいただいたんですけども、広報に載せたことをご存じですかというふうにお尋ねしますと、ごく一部のところは見てますよと、あとは載ってただろうけど、目に入っているけども覚えてないという方が大半でございました。

ただ、皆様がバスに関心がないのかという印象も受けましたけれども、それを踏まえてバスの内容を知っていただくためにアンケートも実施させていただきました。

巡回バスと循環バス、こういう形で走っているということを皆さんに知っていただくためも含めまして、アンケートをとらせていただいたところでございます。その内容を踏まえて、2年もかかったということでございますけれども、行った

ことによってまたわかってきたこともございます。

近鉄バスの市内循環バス、これは市が補助をしております路線バスでございますけれども、1,000万の補助を出して運行していただいております。それにつきましても平成23年度の乗客数で1万137人、微減でございますけれども減ってきている状況にあります。

その中でほかの方法を見い出せないかということで、先日、開催賜りました協議会の中で循環バスの見直し案と新たな委託バスという方法も提案として出させていただいたんですけれども、補助と委託2本立てになって費用がかさむということもございまして、費用対効果の面からまず循環バス、今、近鉄バスも減っていることはよしとは考えておりませんということも言っておりますので、市役所起点となっているものを鉄道駅JR千里丘だとかいう起点を変えてでも何か新しい方策がないかなということを改めて近鉄バスにも投げかけて、市と一緒に考えていきたいと思っておりますので、また素案ができましたら、お示しさせていただきますたいと思います。

次に、正雀駅前の正雀南千里丘線外2路線の道路改良事業についてでございますけれども、拡幅計画は以前立てさせていただいて、以前は移転補償費というものを予算の中で計上いたしておりました。5,000万円や、2億円というときもあったかと思っておりますけれども、実際には実現に至りませんでした。

現在は手数料と測量費だけを計上をいたしておりまして、先ほども申し上げましたけど道路区域の変更を行いまして、区域内での建築物の新築などには制限をかけておりますので、受け身の状態ではございますけれども、事が起きたときに

は測量費、手数料をもってまた昨年度と同じような補正をいただいとということも考えているところでございます。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、山本委員の誕生記念植樹祭の場所につきましてお答えします。

現在、市場池公園で行っております。これは平成23年から、去年から行ったわけでございますけれども、あと2年分につきましては、場所がございまして、ただ、ほかの公園につきましても誕生記念植樹祭を行ったわけですが、もう植える場所がなくなっているのが現状でございます。

それから、誕生記念植樹祭をする際には子ども連れとなりますので、どうしても駐車場が必要となってまいります。ですから、公園につきましても限定されてくるわけでございますので、なかなか場所を見つけるのはしんどいということでございますけれども、再度植える場所、低木を移設するなり、移植をするなりしまして場所の確保及びほかの場所を見つけてまいりたいと考えております。

それから、クスノキを植えてきたわけでございますけれども、クスノキにつきましてもかなり大きくなってまいっております。ですけれども、誕生記念樹でございますので、これを伐採するなんてことは毛頭考えておりませんので、枝を少し縮めるとかいう形でもって対処してまいりたいと考えております。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金の内容についてでございますけれども、先ほども石川参事が答弁したように自然に発生する雨水に対応するのはこれは行政負担ということでもありますので、

基準内の繰出金で賄うということになります。

あと汚水関係につきましては、使用者のほうで賄っていく。使用料等で賄っていくというような大原則があるわけですが、今現在、そういうふうな企業会計化に向けましての資産の洗い出しにつきまして取り組んでおる次第でございます。今後、資本費平準化債をどれぐらいまで借り入れるものなのか等々も含めまして繰出金等についても正式にどうしていくかということをお考えおる次第でございます。

続きまして、賃借料でございます。

賃借料の中で、一番大きいのはモノレール南摂津駅の西側、そこでの駐車場及び駐輪場の借地が大きいものでございます。かねてより本市が持っております土地との交換または買収なり等々について交渉経過があったわけでございますけれども、この駐輪場につきましては、平成9年、これはモノレールの南進に伴いまして摂津市が駅前の整備をしたときに設けられたものでございます。

それをつくられたときから、ずっと交渉重ねておる中で、土地所有者は、「最初から売る気はありませんでした」と、「売る土地ではないところに摂津市がつくりはったんですよ」ということを言われておるような次第でございますので、交換にも応じません、売ることもしませんということが現実ずっと交渉の度に言われておりまして、ですが近年の土地の下落に伴いまして借地料を何とか下げていただきたいというような交渉を重ねておるような次第です。金額だけで申し上げますとピーク時におきましては大体1,325万円程度だったものが今現在1,000万円程度になっておるような今現状でございます。

これは根本的に、そしたらどうしたらいいのかといいますと、駐輪場とか、駐車場の場所を変える。ということしかないのかなと。こういうふうに思われるわけなんです。この方の土地にエレベーターが設置されていると。このエレベーターのところも借地でございます。そういった問題がございまして、この駐輪場、駐車場を移転するのにもどのようにしたらいいのかということで、頭を悩ましておるのが現実でございます。私の構想の中では、一番のネックになっておるのはエレベーターかなと、このエレベーターをどうするのか、そうしますとエレベーターを移転するにも莫大な費用がかかりますし、そういう等を考えますと、借地もやむを得ないのかというような現実でございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 し尿処理手数料の関係で、先ほど15件ほど減免を講じているということでした。摂津市下水道条例の第27条で、「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」というようなものなんですけれども、し尿処理手数料についての規定はどこにあるんでしょうか。この中に含まれてしまえば乱暴な話だと思えます。さらに、くみ取りの方に対しても減免の廃止をしていくのかという点についてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、神安土地改良区負担金の問題についてです。開発で水路が減っている。面積が減っているのではないのかということ具体的に聞きました。いろんな数字については教えていただきましたけれども、具体的にどれぐらいの開発があって、どれぐらいの面積が減って、それに対する具体的な議論をいつされたのかい

うことです。一般的な話はいろいろお聞きしましたけれども、具体的に聞いています。平成23年も開発が随分進みました。お隣の茨木市でも高槻市でも同じような状況だと思うんです。

神安土地改良区として全体としての予算を組んでいるけれども、その守備範囲について、どういう議論がされてきたのかなというふうだと思うんです。もちろん一般的に事務費が要るわけですし、今持っている施設のいろんな維持費もいるわけですが、しかし、そういうことの中で整理しなければならない問題もあると思うんです。そういう議論はどういうふうにされてきたのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

それから、水路管理の問題、これも不法占拠に毅然と対処をするというふうにおっしゃったんですけれども、具体的に何回行かれて、どんな返事が返ってきて、それに対してどういうふうな姿勢で臨もうとしたのか、過去の問題をどういうふうに見直しされて、そのことを糧にされたのか、そのことを聞きたいと思います。教えてください。

それから、バスの問題、アンケートは実態を広く市民の方に知っていただくためにやったという答弁だったと思うんですけれども、随分呑気な話ではないでしょうか。実態調査というのは平成22年、市長が市政運営の基本方針に述べられたときに、最初にかかるような仕事だったんじゃないのかなというふうに私は思うんです。それを、明るく年にしていくというのは、本当にずさんな、本当にやる気があったのかということをお聞きしてくださいね。

ただ、先ほどお聞きしましたように土木下水道部でやる仕事というふうなことなのかというふうな問題提起をしました。

交通弱者と言われる方たちに社会参加をしていただくために、どんな手だてが必要なのかというようなことです。免許証の返還の話もしましたが、いろんなことを取り組んでいる自治体があります。こんなことはもう十分に担当として勉強されてきたことやと思うんですかね。

今、近鉄バスに対する1,000万円の補助金の検証をしていくというふうなお話ですが、これはどういうふうになってしまうのかなという思いがするわけです。もちろん、路線バスとしての役割はこの1,000万円の枠の中できちっとやっていただくのは大事なことだと思うんですかね。

随分、この短い間でも二転三転していると、方針が定まっていないというふうな気がするんですけれども、改めてこのことを聞いておきたいと思います。そうでなければ、同じことをずっと繰り返して、先々になってしまうというようなことになると思うんです。

必要な事業については、必要な事業費というのはかかるわけですから、少しでも効率よくという、それは大事なことです。実施をしていくという前提に立ってそういう議論が成り立つというふうには思いますが、そうじゃなしに平成23年度も同じような状況で来たということについては、やっぱり担当として反省していただきたいというふうには思っています。

それから、道路管理の問題では、不法占拠対応が2か所とおっしゃったんです。本当に2か所でしょうか。別府の地域の中にもまだ1か所あったような気がするんですけれども、それを含めて、不法占拠で何か構築物があるというふうなことだけじゃなしに、実際にいろいろな障害物を置いておられるというようなことも、

これは長い時間かかっているような、そんなものを見受けますが、そこに対する指導をどういうふうにされてきたのかということを知っておきたいと思います。

それから、番田水門の問題は、これは基本的には内水を排除していくため、つまり内水の災害を防ぐため目的で設置された。安威川ダムは上流で降る雨は防げますけれども、このところの水害というのは、そんなダムの上流に降るような雨でどうのこうのなっているわけじゃないわけです。東別府のほうで雨水幹線を入れていただくという計画を持っていただいているわけですが、本来身近なところでの災害対策ということで言えばダムよりも私はやっぱり具体的な水路のしゅんせつやら、水路の改修やら、それから雨水幹線の整備というふうに向けていくのが筋だと思うんですね、大きなお金をかけてもダムは一旦潰れたら大変な災害になります。そういう意味で身近な防災対策という意味で水路のしゅんせつとか、それから内水排除の対策が必要だというふうに思っています。これは予算に係る問題ですから結構ですが、本来の水害対策として、水路の管理であるとか、内水排除に対する考え方をしっかりとっていくということが大事だというふうに思っていますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、緑化推進費の誕生記念樹の植樹の問題ですが、あと2年間は市場池公園でいけるけども、その先どうするのでしょうか。

それから、クスノキについては剪定だけで十分に対応できるということですが、随分ふえてきましたから、剪定の費用がかかってくるだろうというふうに思うんですけれども。こういう事業は大事な事業だと思うんですけれども、どこかで物

理的に行き詰まる可能性があるわけです。大変なことだと思うんですけども、そんなに時間はないと思うんです。しかもこれから大きくなってきた木の管理というふうなことも含めて、市民的な議論をしていく必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、淀川右岸水防事務組合負担金の問題にいきたいと思います。

これは、水防団、それから消防団ということで金額が一時的に膨らんだということなんですが、この水防事務組合というものは、いろんな意味で役割を見直していく必要があるんじゃないかというように思っているわけです。

つまり、河川の改修などというのは、本来は、国、それから都道府県、そういうところの仕事ではないかと思うんです。いざとなったときにいろんなボランティアの方が力を発揮していくというのは、それは大事なことだと思うんですが、今の水防事務組合がその任務について、いろんな水防訓練をやっているとか、さまざまやられているということについては、それはそれとして、しかし本当に災害が起こったときにその水防団の方に依頼をしてということだけでは済まないと思います。

水防倉庫の中に何が入っているのか、この前お聞きしたら、盗難に遭っているような状況もあるというお話なんですけどもね、あの中には水防資機材が入っていると思うんですが、あの中の資機材はどのようなふうな形で更新をされているのか。

それから、これは大阪市が中心になって、やっておられると思うんですけども、毎年の負担金、これをずっと続けていくには、組織のあり方、それから災害に対する考え方の整理とかね、国がやるべき

仕事、都道府県がその河川に対するその仕事のあり方とかを見ていったときに、この水防組合の出している役割、目的いろいろあると思うんですけども、整理をしていく時期にきているのではないかなというふうな思いがあるんですけど、そのことについて教えていただきたいと思ひます。

それから、今、具体的に聞きましたけれども、水防倉庫の中の資機材、どれぐらい活用されているのかということですね。これは災害が無くて一回も活用されないということが理想だと思ひます。訓練のときに使われるようなことがあるかもしれせんけれども、耐用年数が切れたら交換していかれるんだと思ひますけれども、その資機材が本当に今、役に立つのかというようにも含めて、細かい話ですけども具体的なことで聞かせていただきたいと思ひます。

○野原修委員長 丁寧な答弁をお願いしておきます。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理手数料の減免についてでございますけれども、これは本市の廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例第21条、それに同施行規則第16条第1項第3号に規定する取り扱いでございます、この第3号といいますのは、「その他、市長が特に認めた場合」ということで、その中で先ほど申しました障害者等の減免を行っているものでございます。

確かに、下水道もきていない中で、さらにし尿処理手数料の減免までなくなるということについて、ご負担をおかけするわけなんですけれども、最初にも申し上げましたように、必ずしも対象者の福祉的なニーズにマッチしていないというようにことから、制度の見直しがされたと

いうことでございまして、福祉部局のほうでそういった大きな方向性を打ち出されておりますので、それに基づきまして、し尿処理手数料につきましても減免制度を廃止したいと考えているものでございます。

それから2点目、神安土地改良区について、実際どの程度の開発があったのかというご質問でございます。

まず、排水区域の面積としましては2,267平方メートルの減少でございます。

それから、用水部分につきましては、883平米の減少でございます。各市ともこういった形で農地が転用されていく中で、負担金というのは面積に応じて計算されるわけでございますけれども、神安土地改良区の事務費であったり、そういったものも神安土地改良区としても努力はしていただいておりますと、人件費で言いますと、神安土地改良区のほうでも平成12年当時でございますけれども、その当時25名の職員さんがおられたと、それが平成22年度末では21人になっているようなことから、神安土地改良区としても経費の削減を図っておられる状況でございます。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 別府地域での道路の不法占拠につきましてでございます。一般的な不法占拠への対応としまして、道路区域が確定している所について、境界はここだと相手方に示して、この部分は市の土地、市の道路ですと説明して対応しているのが現状でございます。

ただ、ほかの地域も同じなんです、なかなか区域が確定しないと、どこまで後退するかという形も出てきますので、こういうような状態をどうしたらいいかという話で弁護士事務所に相談した経過がございます。不法占拠を排除するのは

道路区域を管理しているところが管理するというので、杭を入れて、境界に置いているもの、道路区域に入っているものは排除してくださいということで、まず道路区域を確定をして、それから法律に基づいて対応されるのはどうですかという回答を受けております。

しかしながら、そうすると訴訟問題という形にもなってきますので、手をつけられていない、対処できてないところがたくさんございます。

ただ、平成20年度、筆界特定制度ができております。これに基づき、法務局に筆界特定申し出ると、調査員の方が現地を踏査しまして、それで、資料、公図等もとにして筆界を特定したというケースが数多く言われております。

民民のことだけではなく、最近では官民の境界で、筆界特定制度を利用したケースもございますので、今後そういう制度も活用しながら、境界を明確にして不法占拠物の対応をしていきたいと思っております。

○藤井土木下水道部長 山本課長。

○山本道路交通課長 バスの問題なんですけれども、私どもで運行しております市内公共施設巡回バスにつきましては、誰でも乗っていただける。無料でございまして、福祉的な要素は持っておりますけれども、どなたでも乗っていただけるということで、公共交通ということで私どものほうで所管させていただいております。

平成23年になって、今ごろにアンケートということでもございましたけれども、平成22年当初に自治連合会、役員の皆様でありますとか、老人クラブ連合会の皆様でありますとか、という方々と意見交換、懇談会を開催させていただいて、その中での意見をお伺いした中でやって

きておりますので、手順を踏んでやったことによってわかってきたところもございますので、手順を踏んでやっておるといところでございます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 まず、水路管理について、具体的に何回程度行ったか、それと、啓発も何回程度行ったかということでございます。

まず、八尾茨木線の事例では水路の防護柵がかなり低く、傷んでおりましたので、柵をするに当たりまして、そのときは倉庫と車とかを置いてありました。そのところを、半分ぐらいは撤去していただいた次第でございます。そのほかに別府2丁目の所でも2件撤去をしていただいております。今後も引き続き啓発に努めてまいりたいと思っております。

それと、淀川右岸水防事務組合について、役割を見直すべきとの件でありますけれども、この11月の末日に協議会等がございます。今、山本委員がおっしゃられたことも発言してまいりたいと思っておりますので、その発言内容は次回でもお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、倉庫内の資材等をどのぐらい置いているかということでございますが、堤防延長、備えつけ基準、1キロメートルについてでございますけれども、土のう袋1,000枚、縄が320キロ、それとシートが100枚、杉丸太ですけれども5.5メートルから2メートルですけれども、約400本、凧が8丁、はしごが1丁、十番の鉄線ですけれども40キロ、鋸が若干、バケツが1個、鍬が10丁、鎌8丁で、その他もろもろ等がございます。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 ご質問いただいて

いる誕生記念樹の植樹の件でございますけども、ご指摘のとおり、相当繁茂してきて、育ちもいいということで、緑化の観点からはよく育ってくれてうれしい面はございます。ただ、管理上の問題で剪定するなり、今後充実させていく必要は出てこようかと思っておりますけども、我々は基本的に切るという選択肢は持っておりません。

特に誕生記念樹の場合は、先ほど課長も言いましたように、誕生記念樹を植えた場所はどこですかというお問い合わせをいただくぐらいの気持ちがかもっている木もございますし、また我々のほうも実際、式典をやってみて、お車で、子どもをベビーカーに乗せて多くの方が来ていただくと、また御夫婦で来ていただいている部分も多ございますので、やはり今後やっていく場所の問題につきましてはですね、そういう環境がカバーできるような場所しか可能じゃないなというふうにも理解しております。

そういうことで、あと現在でいきますと、あと2年程度はカバーできますけども、その間にですね、探せる場所は探していくということは考えております。

ただ、もう1点ですけども、現場に記念として植える場合と、参加はできないので、苗木をいただきたいという方の選択肢の2つがありまして、苗木のほうをお配りしているということも現在あります。

だから、そういうことを踏まえますと今後です、どうしても場所がない場合においては、家で植えていただけるならば植えていただく、家庭内の緑化という形をお願いする方法も一つあるのかなと思っておりますけど、基本的には来ていただいて一緒に植えていただくということをしてできるだけ続けてまいりたいというふうには思っ

ております。今後これは検討課題として我々も十分認識してまいりたいと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 幾つかもう一度確認をしておきたいと思っております。

先ほど、し尿処理手数料の減免についてでございますけども、廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例第21条、それに同施行規則第16条第1項第3号に規定する取り扱いということですが、議論されてないんです。規則ですから変えられると、そういう性質の分になります。しかし減免を受けられなくなる側にとっては極めて重要な問題であると受けとめているんです。そこまでやるかという思いがあるんです。まともにそこを議論されたんですか。福祉部局のほうでというふうにおっしゃっているけれどもね。しかし、条例は土木下水道部で持っているわけですよ。そんなことではないんでしょうかという思いがあるわけです。

しかもそれは本当に真剣に議論されてきたんでしょうかという思いもあります。ずっと大事にしてきた制度、そんなに大した大きな金額ではないと思うんです。し尿処理の件数は年々減ってきているというふうなことで、ずっと減らしていくんでしょうけれども。こういう方は恐らく最後まで残っていくのではないかなと思うんです。平成22年度末で571世帯、これが平成23年度末には487世帯となったというふうに先ほどお聞きしましたけれども。

そうするとこれはそういう方は、もっとまだ時間がかかっていくのではないかなと思うんですが、これは、やっぱり部長の考え方として本当に困った方に寄り添った施策としてどうなのか、どういう

思いをしておられるのか、それを聞いておきたいと思います。

それから、神安土地改良区の問題で、面積が減ったということですが、神安土地改良区の中の運営の問題として、その中で議論されるということかもしれませんが、摂津市が少なくとも平成23年度で神安土地改良区負担金1,737万8,530円を負担しているわけですから、いろんなことを提案していく、改善の提案をしていくというのは、一つ一つ大事なことだと思うんですね。神安土地改良区にとっても大事なことだと思うんですが、人員についても、平成22年度末では21人ということで、必要な人数というのは、確保しないといけませんけれども、そういう体制で今の大きな仕事をやっていけるのかどうか、少なくとも摂津市が負担金を負担しているわけですから、そういう組織のあり方について議論をしていくと、そういうことに、過去どういう形で臨んでこられたのでしょうか。平成23年度について教えていただきたいと思います。

それから、道路の不法占拠の問題で道路区域がはっきりしていないから指導に当たれないと、ものを言えないと。区域をはっきりさせようにもそういう抵抗があったら前へ進まないわけです。永久にできないということがあるんじゃないでしょうか。これは知恵の出どころだというふうに思うんです。そのまま放置していればこれは何も解決しません。市として平成23年度、こういった方に対して何回接触されて、どういう議論をされてきたのか教えて下さい。

バスについては、手順を踏んできたというお話なんですけれども、どうするかというふうなことが問われていると思います。補助金1,000万円の使い方

についてきちっと検証していく、それは大事なことです。

しかし、公共交通として位置づけをするということで今おっしゃっているんですけれども、摂津市として、交通弱者の足をどういうふうに確保していくかというのは全体的な議論の中で答えを出していくということで、違った答えが出てくると思いますので。

今日はこれぐらいにしておきますけれども、来年の市長の市政運営の基本方針の中でどんな表現をされてくるのか、たくさんの方が注目されていると思うんです。2年間同じようなことやって、3年目も同じなら、そこには行政に対する不信感、議会に対する不信感ということになって市民の方に受け止められていくのではないかと非常に心配します。少なくとも市長がそういう方向を示されたことについて、裏づけをきちっとさせていくというのは事務方の仕事だというふうに私は思いますのでね、皆さんにそのことをお願いしておきたいと思います。

水路管理のことについて、しつこいようなんですけれども、もう一回だけ聞いておきます。一津屋3丁目の大阪高槻線沿いのガソリンスタンドがあった場所で、今は住宅になっている所の横の水路ですが、こちらは指導されたのでしょうか。以前は居酒屋のようなものがありまして大変苦勞されて撤去されてきました。正雀の駅前では、屋台のところに水道まで引っ張っていた経過もあるんです。これも苦勞して先人が撤去されてきれいにされてきた。これはご存知の方が何人かおられるかもしれませんが、こういうことを一つ見逃していきますと、次々とたくさん上がってくるということになりますから、その時々きちっと対処をしていく、そういう基本的な姿勢を市として示

していくということが大事だというふうに思っています。

それから、淀川右岸水防事務組合の問題で、これは11月に発言をしてということですが、どういうことを発言していただけるのでしょうか。どういう立場に立って、ここに提案をしていくかと、それは今まで議論されてきた経過があると思うんです。少なくとも何回かいろんな議論をしてこれたんだと思うんですけど、その中身について教えてください。

それから水防資材、今いろいろおっしゃったこれらは永久に使えるようなものでしょうか。何年かで更新されているのかなと、何回活用されて、今の時代にこういうものは本当に必要なのか、いろいろおっしゃったけれども、今起こってくるような水害に対してこういうものは本当に必要なかどうか。耐用年数がきたもの、使っておられないものについてどういうふうな対処をされたのか、いろいろと気になることがあります。水防倉庫はあちこちにありますが、あの中での管理について、どういう対処をされてきたのか、本来あるべき資機材というのはどういうものなのかということをお話し合われた経過を含めて教えてください。

○野原修委員長 答弁を求めます。

堀参事。

○堀土木下水道部参事 道路の不法占拠について、杭を打っている方につきましては2回申し入れをしております。ただそのときの境界のとり方の問題で、公図を持って説明をしてあります。相手の言い分では私有地だということでございまして、それでもう一回検討するという形で交渉した経過がございます。

あと、その方につきましては開発も行うという話も聞きました。進展状況を見ているところでございます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 一津屋3丁目の水路不法占拠の件でございますけども、私が一度行ったのは大分前なんですけども、そのときは不法占拠ということで一度会い、最近もまた現場に行っております。そのときには、責任者とお会いできなかったんです。今後、協議してまいりますので、責任者がまた伺いますと言って今のところ終わっております。

淀川右岸水防事務組合、今後どのようにしていくのかということでございますけども、山本委員がおっしゃられた内容も含めまして、負担金の件も含めまして、また資機材の処分等どうするのか、今の資機材は必要なのか、不必要なのか、それとも今後水防で新たに必要な資機材はあるのかどうか、その辺等も詳しく聞いてまいりたいと思っております。

○野原修委員長 水防資材について処分したとか、利用されているのかというようなことについて話し合いを持たれたのかというような経緯を聞かれていますので、そのところを答弁して下さい。

山口次長。

○山口土木下水道部次長 私は去年は参加しておりませんで、その辺の内容等は今はわかりませんので、調べさせていただきます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 し尿処理手数料の減免について、条例、規則で定めておるわけで、今後、市長部局としまして、どう考えてきたのか、私といたしましては、公共下水道がまだ接続されていないところについては特に考えていきたいという思いはございます。

ただ、減免対象の方につきましては、くみ取りだけではないと思っておりますので、関係部局等とも協議した中で、市の方針

に沿った形で進めていきたいと思っております。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 神安土地改良区負担金のあり方について、どのように協議をされてきたのかということでございます。

神安土地改良区の会議に出ますと、その年度の事業内容について、また実施状況等についての説明がございます。専ら会議の内容というのは、そういった年度内の事業についての説明が主でございまして、負担金自身のあり方、こういったことについては、特に議論がされていないのかなど。もっとも、平成23年度は神安土地改良区の会議には出席しておりませんので、具体的なことはよくわかりませんが、報告書等でそういった議論があったというような報告はございませんので、先ほど言いましたように年度内の事業、それから、これに係る問題、こういったことが議論されているのかなと思えます。

ただ、言われますように年間1,700万円を超えるような負担金を支払っております。そういった正式な場、会議の中での正式な議論ではございませんけれども、我々が神安土地改良区の方にどんな経費節減の取り組みをしているのか、こういうようなことは確認しております。

先ほどの人数であるとか、その他、こういったことで経費節減に努めているというようなことを神安土地改良区なりにも考えておられるということは、確認はしております。

この場でその詳しくは思い出せないですけども、山本委員の質疑を受けまして、今後さらに神安土地改良区とそういったことについて議論をしていきたいと思えます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 先ほどから山本委員がご指摘のように、まず身近なのは水路ではないのかと、神安土地改良区は一つは耕作のための水路を張りめぐらせてきたという経緯がございます。

それに対しまして本市も協力し合ってやってきたと、現在どのように使っているのかと申し上げますと、降雨時の排水機能を持った形での水路の役割というのは非常に大きく、雨水の排除につきましては、公共下水道では安威川を境目に以北、以南と分けておりまして、以北が合流、以南が分流、分流の雨水整備というのは整備率33.8%というような低い整備率でございます。

これについては、大きくはこの水路を何か貢献していただいていると、ふだんは用排水路のときには冬場には防火用水にかえていただいておりますと、降雨時には雨水排除に使わせていただいているというようなこともございまして、その辺について、日々の管理等も含めまして、管理していただいているというようなことが含まれておる次第でございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 今、部長がいろいろおっしゃったけれども、私が言いたいのは、負担金が高いか安いかという話じゃないんですよ。つまり、そういうことは本当に検証されてきたか。先ほど石川参事がおっしゃったけど、参加していませんというような話でした。つまり、負担金は市が出しているけれども、その中身については知らない。山口次長からもお聞きしましたが、今から調べてみますと、11月に発言するということは、私が言ったことも含めてという話でした。市がどういう基本的な姿勢でそういうことをやったのか。つまり、負担金の使い方について

て臨むかという話なんです。

しかも、参加していないからわからない。わからないから言えない。それ以前に、問題意識を持たないからだというふうに私は思うんですけれども、翻って、それだけのお金には問題意識を持っていないけれども、先ほど言いましたし尿処理手数料の15件の減免世帯の方については検討していきたいというニュアンスのお話をされました。これは一般会計の中で、土木下水道部としてどうあるべきかというような形で議論していただきたいと思います。公共下水道が接続されていない方にどう臨むべきかという、お金の使い方です。さっき言いましたけど、大きなお金が出ていても問題意識を持たなかった。片方は、わずかな金額を議論もなしにばっさり切っていく。ここが問われているんです。

負担金が足りなければ、これは日常的な水害を防ぐためにもっと市が出していくという考え方も成り立つだろうと。しかも、本当にこれからどんな災害が起こるかわかりませんから、ボランティアの方たちにいろんな役割を果たしていただく、それは本当に大事なことだと思うんですが、しかし実態はどうかといったときに答えられない。わからないからものが言えない。こういうことでは、市民の貴重な税金を預かっている事務方としての姿勢が問われているというふうに私は思うわけです。そういうことを申し上げておきたいと思います。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 まず、歳入についてでございますが、決算書37ページに道路敷地境界等明示手数料として13万円の収入であります。同じ手数料の中で、35ページでは諸証明手数料として1万3,800円があります。これについてご説

明をいただきたいと思います。

また、61ページで道路占用料相当額支払金14万2,750円があります。これもご説明いただきたいと思います。

決算概要126ページ、新在家鳥飼上線道路整備事業の道路等詳細測量設計委託料がありますが、これについてご説明をいただきたいと思います。

決算概要120ページ、道路台帳更新事業であります。事務報告書214ページによれば、摂津市道路台帳更新業務委託として399万円の執行であります。長年にわたって株式会社パスコという会社に委託しております。仕様書を見させていただきましたが、この業者に頼まなければならない何かの理由があるのかどうか。指名競争入札でありますけれども、設計金額と入札金額、落札率はどれぐらいであるのかをお尋ねいたしたいと思います。

決算書155ページ、交通安全対策費の移転補償費で1億14万4,600円の支出であります。これについてのご説明をいただきたいと思います。

次に、決算書153ページ、交通指導業務委託料ということで、515万9,700円の執行であります。これは以前から取り上げておまして、委託業務の役目を果たしているということで、打ち切るべきであるというような考えを申し上げましたが、どのような検証をされておられるのかお尋ねいたしたいと思います。

決算書49ページ、防犯カメラ設置補助金として1,018万5,840円の補助金をいただいている防犯カメラの設置であります。これは以前から駐輪場だけではなく、やはり地域全体の中に防犯カメラの設置を検討していくべきであると。そのことによって犯罪を未然に防

止でき、また犯罪が起こった場合の犯人検挙に大いに役立つ防犯カメラでありますから、そういった有効的な活用を図るべきだというようなご意見を申し上げたおりましたが、そういったことについてはどうなっておるのかお尋ねしたいと思います。

決算書157ページの味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料として888万5,774円の執行であります。この詳細についてお尋ねいたしたいと思えます。

決算概要122ページ、交通安全対策費として、千里丘三島線道路改良事業において、設計委託料147万円です。この執行についてお尋ねいたしたいと思えます。

事務報告書204ページ、水景施設管理業務委託料として449万4,000円の執行であります。ご説明いただきたいと思えます。

同じく事務報告書204ページ、市場池オアシス広場井戸点検業務委託料として117万6,000円の執行であります。これについてもお尋ねいたしたいと思えます。

事務報告書206ページ、公園遊具取替工事として333万9,000円の執行であります。これについてもお尋ねいたします。これは入札率についてもお尋ねいたしたいと思えます。

事務報告書216ページ、鳥飼西38号線道路修繕工事が2,235万5,550円の執行であります。これは確か社会資本整備総合交付金で行うということでしたが、お教えいただきたいと思えます。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 道路敷地境界等明示手数料については、平成23年度で

81件の申請がございました。1筆1,000円という手数料でございまして、81件で130筆の申請がございましたので、計13万円ということになっております。

次に、道路占用料相当額支払金でございまして。これにつきましては、従来、有線放送事業者が道路の占用について、長年占用料を払わずに利用していたということがございました。これに対して国から厳しい指導が出まして、占用料を正式に申請しなさいという厳しい指導がございました。これにつきましては、私どもが有線放送事業者と交渉しまして、その時点の占用料で38万円ほどあったんですが、その5年分をさかのぼった使用料という形をとっております。国からの指導がございまして、占用料相当額を徴収しなさいという案が示されております。各市の状況につきましても、1年で徴収しているところもありますし、2年で免除をした市もございまして。ただ、私どもが占用料を徴収するには、北摂のブロック会議というものがございまして、その中で方向性を統一しまして、5年間さかのぼった占用料相当額を支払っていただくという検討をしたわけでございまして。分割という形も通達では認められておまして、分割の2回分、当初頭金としてと1回分の占用料支払額、その合計が14万2,700円ということでございまして。

道路台帳更新業務委託について、長年同じ業者がしているということにつきましては、入札を財政課に依頼しておりますので、入札の経緯はわかりませんが、実際に同じ業者が続いていると。特定の業者でしかできないというものではないと思えますので、今後、こういう長年同じ業者が続いていると、金額の問題もいろいろあるかもわかりませんが、それは

財政課と相談してまいり、改善できるものは改善していただくという形でお願いします。

平成23年度の落札率は87.5%でございます。

鳥飼西38号線道路修繕工事でございます。これにつきましては、平成22年に2,500万円の補正予算をいただいております。2,000万円が補助対象になりまして、交付金としては1,100万円という形でございます。

○野原修委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線の道路等詳細測量設計委託料につきましてご説明させていただきます。

まず、この中身でございますが、株式会社サンテックというところに委託しております。内容につきましては、測量業務は150メートル、歩道詳細設計業務が同じく150メートル、道路交通量調査業務として一式上げさせていただきます。

当初設計金額が298万5,150円、当初の委託金額が252万円でございます。この委託につきましては、内容と工期の変更をしております。変更につきましては、28万2,450円を増額させていただいております。変更委託金額が280万2,450円となっております。それから、委託期間でございますが、平成23年7月21日から平成24年3月15日で当初の契約を結んでおりましたが、沿道地権者との測量に関する協議等が難航したことによりまして、工期を約10日延長して、3月27日まで延期しております。

金額等の内容でございますが、新在家鳥飼上線において、新在家の村中から出てくる市道等の取付道路の関係で警察協議等の結果、路線の測量及び道路詳細設

計が70メートルほど伸びたということがございます。そういうことで、28万2,450円を増額したということであります。

それから、もう一点は用地測量委託をしております。委託先は株式会社扶桑工務所でございます。これにつきましては、設計金額224万9,100円で、委託金額は189万円です。委託期間につきましては、平成24年2月16日から平成24年3月30日まで委託しております。内容につきましては、今回の歩道整備に必要な土地の取得に伴う用地境界確認等を実施する用地測量業務となっております。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 157ページの味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料についてご説明させていただきます。

味舌ポンプ場全体の維持管理操作でございますが、大阪府北部流域下水道事務所が行っております。ポンプ場への流入系は千里幹線から流入する千里系と、山田幹線から流入する山田系と、味舌水路から流入する水路系の3系統がございます。味舌水路系に流入する内容は、本市の公共下水道が整備された状態においては、本市のみの流入となりますので、したがって晴天時に稼働しております電気の300ミリのポンプですけれども、その1台の維持管理操作につきましては、本市が大阪府北部流域下水道事務所に業務委託しているところでございます。

委託金の算出方法でございますが、前年度の味舌ポンプ場に係る費用に、前々年度の味下ポンプ場の全ポンプの用水量の合計に占める、前々年度の300ミリのポンプの用水量の割合をかけて計算しております。計算しましたところ88万5,774円となるものでございます。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 交通安全対策費の移転補償費、1億14万4,600円の内容でございますけれども、千里丘三島線道路改良事業におきまして、千里丘駅南交差点から、直近から一つ入ったところの事務所が1件と、鉄骨3階建てのマンション、その2件分の移転補償費でございます。

交通指導業務委託料515万9,700円の検証についてなんですけれども、平成22年度から3か年で2,513万1,000円の債務負担行為をお願いいたしておりまして、実際には内容を見直したしまして、単年度515万9,700円で実施いたしております。これにつきましては、違法駐車追放事業として市内の違法駐車防止に関する条例に定める重点地域及び重点路線における違法駐車防止のための助言や啓発活動をしてもらっておりまして、また鳥飼地域におけます迷惑駐車防止の啓発活動も行っております。また、子どもの安全を見守る、通称青パトということもやっていただいております。また、本年につきましては自転車安全利用倫理条例を制定いたしましたので、駅前での自転車利用マナーに関する指導も一緒に行っていただいているところでございますので、このまま続けていきたいというふうには考えておるところでございます。支出につきましては、単年度で320万円ほど削減を図っておりますので、このまま引き続いて実施してまいりたいと考えておるところでございます。

防犯カメラ設置補助金1,018万5,840円の内容でございますけれども、府民の安全で安心な暮らしの実現に向け、全国ワースト1である街頭犯罪認知件数を減少させるために、大阪府において平

成21年8月20日に大阪府街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金交付要綱というものが施行されております。本市といたしましても、平成21年度にこの補助金を受けまして、360万円で13台の防犯カメラを設置いたしました。防犯カメラ設置地域において犯罪の防止効果が顕著にあらわれているということで、平成23年度につきましても同補助金が交付されることになりました。

実際には街頭犯罪が多い上位104の駅が交付対象となっておりますけれども、それ以外のところで交付を受けたいというところがありますかという調査がございました。その中で、自転車駐輪場におきましても自転車盗というものがございましたので、施設を管理する場所として補助金の交付をお願いしたものでございまして、委員のおっしゃるように、ひたたくりの多い場所や危険度の高いところに必要というのはご指摘のとおりでございます。窓口といたしますか、治安対策のことになりますので、道路交通課の所管ではないのかなというふうには考えているところでございます。

次に、交通安全対策費の千里丘三島線の内容でございますけれども、手数料といたしまして用地買収を土地開発公社の方でしていただいておりますけれども、その分の鑑定手数料を22万1,550円計上させていただいております。また、実施設計に当たりまして、当初計画したときの基準設計がございましたけれども、実施設計の見直しということで147万円の設計委託料を計上いたしているものでございます。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 諸証明手数料について答弁が漏れておりましたので説明します。その内訳でございますが、46

件ございまして、1件につき300円の手数料がございまして。合わせて1万3,800円でございます。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 まず、水景施設管理業務委託料でございますけれども、これにつきましては、せんだん公園の壁泉ポンプキット、しば公園の滝・せせらぎポンプキット、鶴野第1公園の噴水池、市場池オアシス広場の音楽噴水ポンプキット、じゃぶじゃぶ池、境川せせらぎ緑道のせせらぎポンプキットの清掃、機器の点検を年4回行っております。ただ、境川せせらぎ緑道のせせらぎの清掃につきましては、年10回を実施いたしております。何分にも、今年の東日本大震災から後、節電運転を行いまして、機器が動いたり休んだりということを繰り返しましたので、心配ではございましたけれども、機器の故障による送水の停止についてはございませんでした。

方法としまして、清掃は高圧洗浄機を用いましての清掃を行い、適時、次亜塩素酸ソーダの散布を行っております。機器の点検につきましては、機器の動作試験及び電気設備の運転時の電流値、絶縁測定、ろ過装置のろ材点検を含めた機器の点検を行っております。

積算につきましては、見積書を徴収いたしまして、各作業項目について検討を行い、設計を行って、入札により業者を選定いたしております。

続きまして、市場池オアシス広場井戸点検業務委託でございます。

平成22年度におきまして、地元で市場池の用水を利用しておられる方から、市場池に供給している水の量が落ちてきたように思うという情報をいただきまして、井戸は大丈夫なのかという問いがございました。市場池はオアシス広場のシ

ンボルでもございますので、公園みどり課で井戸の点検調査及び機器の点検調査を行ったものでございます。

業務委託の内容でございますけれども、オアシス広場内でございます井戸、これは直径25センチ、深さが170メートルの深井戸でございます。井戸内ではケーシングという囲いのようなものがございまして、一部にストレーナーを配置して、そのストレーナーの部分から流れ込みます地下水をポンプで市場池に送るといった構造になっております。このケーシング、ストレーナーの状態を水中テレビカメラで調査いたしまして、井戸の状態として揚水試験、ポンプの機能などを調査したものでございます。

結果といたしましては、機器の耐用年数ははるかに過ぎておりますものの、良好に作動はしているとのことでございました。しかし、機器につきましては耐用年数を過ぎておりますので、いつ破損してもおかしくないということでございまして、できるだけ早い機会の交換等を考えております。

続きまして、公園遊具取替工事でございます。

公園遊具取替工事における経費は33万9,000円となっております。入札で業者決定を行っております。入札率につきましては約94%ということでございます。この件につきましては、今年の決算審査の委員会でもお聞きいただいておりますけれども、積算につきましては、この段階ではまだ大阪府の都市整備課から出ております土木工事積算基準に従いまして行っております。経費については、原田委員からご指摘をいただいておりますので、できる限り経費の節減を行ってございましたが、入札の結果におきましては、かなり高い額の入札となっ

ております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 道路敷地境界等明示手数料であります。これは明示申請をされた段階で手数料をいただくということになっております。明示ができない場合について、申請者は市民でありますので、そういうところで、できなかった場合についてはお返しするべきだというふうに思うんですけども、そういった状況についての、平成23年度、81件で130筆のうち、そういうところはどういう状況になっているのかお尋ねいたしたいと思います。

道路占用料相当額支払金、有線放送の線を引くということで、もともと、その線の利用については関電、あるいはNTTの電柱を使用していると思うんですけど、国の指導ということで、5年間請求せよということであります。道路占用料ということであれば、電線と同じよう捉えられるのですが、そういった実態把握をどのようにされてきたのか。14万2,750円が歳入になったわけですけど、実際にもっとあるのであればもらうべきだと感じるんですけど、再度その辺をお聞きしたいと思います。

それから、道路台帳更新業務委託でございますが、資料をいただきましたところ、航空写真ということであります。いろいろ状況を見ますと、1.6キロの道路について行うということで、私は以前から道路台帳の整備は、新しく寄附行為だとか、あるいは新しく道路をつくった、そういったところの施設や占用させているとか、そういう状況の把握のための更新業務だというふうに感じておったんですけども、どうも聞いてみると、再度同じようなところをしているというような所がありますので、再度その辺を担当

からご説明いただきたいと思います。

これも指名競争入札であります。87.5%であります。長年にわたってこの業者が落札をしているということについても、やはり疑義を感じるわけでありませぬ。再度、一般競争入札に切りかえて経費の節減を図るべきだというふうを考えるんですけども、お考えをお聞きしたいと思います。

交通安全対策費の移転補償費、千里丘三島線道路改良事業で事務所1件、マンション1件であります。事務所のほうの費用と、マンションの算定をどのようにされたのか、もう一度お聞きしたいと思います。

交通指導業務委託料であります。検証した結果、いろんな業務を担っていただいているということであります。青パトもそうですが、同じコースを走られて、同じ時間に走られて、あるいは子どもたちの安全ということでありますけれども、なかなかその用を足していないと思います。例えば、違法駐車があれば、以前は歩いて重点地域を指導されていたわけですが、今は青パトで、ずっと走られるだけであって、何ら効果というか、交通指導業務自体の役を担っていないのではないかと感じる。再度これについては検証を図りながら、あるいは業務内容を見直し、経費の節減を図るべきだというふうに考えるのですが、再度お聞きしたいと思います。

防犯カメラ設置補助金であります。本市にも5か所の駅があります。そういったところ、あるいは主要幹線道路と市道の接続部分、公園の見通しの悪いところ、そういったところに防犯対策としてつけるべきだというふう思うわけでありませぬ。これは一般質問等でまた取り上げることにしたいと思います。

味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託ですが、これはあくまでも公共下水道の管理という立場から、やはり大阪府が負担すべきだというふうを感じるんですけども、本市が業務委託をして支払わなくてはならないというご説明を再度お願いしたいと思います。

決算概要122ページ、交通安全対策費として、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業で手数料と測量委託料において600万円の不用額が出ております。これは当初の設計の過大見積もりだというふうを感じるんですけども、これについて再度お聞きしたいと思います。

新在家鳥飼上線道路整備事業の道路等詳細測量設計委託料であります。これについても330万7,550円の残額がありまして、執行率は約58%であります。新在家鳥飼上線について、かなり費用がかかってくるというふうを感じるんですけども、この残額の点について再度お尋ねしたいと思います。

それから、鳥飼西38号線道路修繕工事、これはもともと補助対象ではなくて、全額交付金でもらえると感じておったんですけども、交付金が1,100万円であったと。社会資本整備総合交付金の1,355万1,000円の一部なのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

公水景施設管理業務委託料で、5社の指名競争入札で入札をされたわけですが、これは2回入札を行っているんです。1回目、2回目ということで、2回の入札を行っております。これが、先ほど言いました449万4,000円、なぜ2回の入札になったのか。そして、見積もりをつくられた段階から変わったのかどうか、その内容についてもう一度お聞きしたいと思います。

市場池オアシス広場井戸点検業務委託

の問題であります。水が上がってこない、ポンプが故障しているのと違うかということでもあります。これも指名競争入札で株式会社モリカワソイルが受託しておりますが、極端に入札の金額が低いわけでありまして。これについて、設計金額とかなり外れているというんですか、大幅な違いがあるというふうを感じるんです。他の業者と倍以上開いているということです。この辺は、入札の結果を踏まえて、どのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

公園遊具取替工事ではありますが、入札率94%ということで、333万9,000円ではありますが、これは事務報告書を見ますと工事概要が書かれております。昨年にも申し上げましたが、一部補修で、修繕費でされている、そういうのがありまして、公園遊具取替工事は、柳田公園の中型すべり台1台、2人用ブランコが1基、別府一丁目のちびっこ広場の2人用ブランコが1基、リンクミニ遊具2基、安威川ふれあいづつみのリンクミニ遊具2基、ディアステージ正雀ちびっこ広場のリンクミニ遊具2基ということになります。これを修繕で行った場合、140万円弱で修理ができるというような状況で、333万9,000円になっていると。やはり貴重な財源を有効に使わないといけないということで、以前から申し上げてきたわけですが、依然としてそういった形態をとられているということについて、やはり質問せざるを得ないということで聞きました。それ以外にも、事務報告書206ページで、公園遊具補修事業として611万8,455円の支出があります。そこですれば、こういった新たな取替工事は出ないというふうに感じておりますし、もう一度考えをお聞きしたいというふうに思います。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 道路敷地境界等明示手数料について答弁申し上げます。

明示手数料につきましては、申請される時点で市道であるかどうかをまず確認します。受理しますと手数料が発生するわけですが、手数料条例によりまして、「請求事項の取消し又は変更があっても還付しない。」とされていますので、現行どおり続けてまいりたいと思っております。

道路占用料相当額支払金の問題でございます。これにつきましては、今回の申請時点での占用料が38万4,000円でございます。5年間さかのぼりますと192万円の額になってまいります。これを平成36年までに分割して、27回に分けて分割していただくということで協定書を交わしている状況でございます。

電柱管理者がその時点でわからなかったのかという話もございしますが、どこの占用部分かというのはわからないのが実態でございます。国からの通達の中では、実態調査は道路管理者と電柱業者、その両方に調べて確認しなさいという形の通達がございます。その通達に当たりましては、有線業者が実態調査を行い、それを現場で確認していくという形で電柱管理者が確定して、それをうちに報告があるという形になっております。

道路台帳更新業務委託についてでございます。1.6キロメートルになっておりますが、毎年同じところをやっているのではないかと伺います。道路台帳につきましては、認定を受けたものを図面化していくのが委託の内容です。それと、翌年度、認定を受ける箇所が大体決まってくる。認定後、私どもはすぐに告示行為を行いまして、台帳と

しての縦覧のための作業を行います。航空写真を撮ったものが認定までの図面をつくる際の資料になりまして、次の路線が認定されると、次の年はその資料をもとに道路台帳をつくるという形で二度手間ということにはございません。

鳥飼西38号線道路修繕工事につきましては、補助金の対象が2,000万円となっておりますので、1,100万円を交付金という形で計上させていただいております。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託について、大阪府で持つべきではないかというご意見でございますけれども、以前、平成19年からこの委託業務は発生しております。それ以前から味舌水路系に流れてくる下水は摂津市の水だけだったんです。当時の担当部長と頑張って、頑張って、何とか平成18年までは大阪府で負担していただいていたんですけど、やはり平成19年度からは摂津市だけの水だから、それはだめですということで今に至った次第でございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。ですから、以前は大阪府に無理を言って負担していただいていた次第です。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 千里丘三島線道路改良事業の移転補償費の内訳でございますけれども、細分しますと所有者と額が特定されてしまいますので、情報公開でも非公開とさせていただいておりますので、総額でご了解いただきますようお願いしたいと思います。公開は差し控えていただきたいと思いますけれども。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後2時38分 休憩)

(午後2時41分 再開)

○野原修委員長 再開いたします。

山本課長。

○山本道路交通課長 交通指導業務委託の件でございますけれども、重点地域として、千里丘駅周辺、正雀駅周辺なども徒歩で歩いて指導をいたしております。鳥飼方面は車で回っておりますけれども、違法駐車、駐車禁止区域につきましては啓発用の張り紙といいますか、啓発用紙を挟んで回っております、それ以外のところで迷惑駐車をしているところには、車載マイクで迷惑駐車をしないでくださいというような広報をしながら回らせていただいております。

防犯カメラについてでございますけれども、街頭犯罪が多い上位104駅には、摂津市は該当しておりませんでした。該当していない市町村で、それ以外のところで犯罪が多いと見込まれるところはどうかというアンケートがございまして、その中で手を挙げたのが私ども施設を管理している道路交通課だけであったということで、私どもで補助金をいただいたということです。南摂津駅では中央環状線が映ったりもしますが、道路全部は映らないようにしておりますので、抑止効果としては駅周辺にもできるのかなというふうには考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

交通安全対策費の正雀南千里丘線外2路線道路改良事業で手数料と測量委託料600万円が未執行ということでございますけれども、これは正雀駅前の正雀南千里丘線の件で、先ほど山本委員の質疑にございましたように、積極的にではございませんけれども、手数料と測量委託料は毎年計上させていただいております、平成23年度で補正いただいております分は平成22年度末の分で処理いた

しましたので、平成23年度については新たなものが発生しなかったもので、発生し得るということで、ぎりぎりまでお返しはせずに残しておいて不用額ということになったものでございますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 水景施設管理業務委託についてでございますけれども、これは入札業者が5社で2回の入札を行っているということでございます。ただ、私どもが見積もりを取りまして、人数が多いのではないかと等を精査いたしまして、設計書を仕上げているわけでございます。ですから、ある程度の差額は生じてまいります。見積もりが一番安かったといたしましても、差額は出てまいります。ですから、入札によりまして高いところ、安いところは出てまいりまして、自社の予定していた金額より高かったということで2回の入札になっております。

市場池オアシス広場井戸点検業務委託につきましては1社だけが極端に低い価格であるということでございます。これにつきましても私どものほうでは理解しかねております。なぜこれだけの差が生じているのかということにはわかりません。

それから、公園遊具取替工事でございますけれども、これにつきましては去年の決算審査の委員会でご指摘がございました。補修事業でやれば安くなると。ただ、私も計算してみたわけでございますけれども、対象となりますのはリンクミニ遊具しかございませんでした。それで確かめましたところ、大体リンクミニ遊具の設置で、最低制限価格と同等という感じでございます。3分の1程度になるという極端なことはございませんでした。

それから、今後のことですが、

平成24年第1回定例会の建設常任委員会、予算審査の委員会でご説明しておりますとおり、公園遊具取替工事がこれほど高くなりますので、見積もりのほうが安いという形で、公園遊具補修事業で全てを取りかえるという形にいたしております。

○野原修委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線道路整備事業の道路等詳細測量設計委託料であります。当初予算800万円で決算額として469万2,450円、残額が330万7,550円ありまして、執行率で約58%ではないかということでございますが、道路詳細設計業務委託で落札率が84.4%でございます。それから、用地測量で84%ということになっておりますので、これだけ余ったということには、今後の執行につきまして十分に精査した上で取り組んでまいりたいと思っております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 道路敷地境界等明示手数料の件ですが、申請の段階で確認しないとイケない。そして、手数料を支払ったら還付しないということであるなら、分からなかったら、不十分ということで返すようにするべきであるというふうに思うんです。これは課長では答えられないから、部長から見解を賜りたいと思います。

道路占用料相当額支払金については、これは国の通達に基づいて、適切に占用料の徴収ということをやっていたきたいと思います。

道路台帳更新業務委託については、航空写真だって、そんなに鮮明に撮れるということではないと思うので、ある程度は今の時代に即したものを利用した形で、更新業務の中に取り入れるようにしてい

ただきたい。ヘリコプターを飛ばして、空から写真を撮ってという時代ではないんです。人工衛星から撮れるんです。そういう状況の中で、やはり業務委託のあり方について検討していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

千里丘三島線道路改良事業の移転補償費の内訳については総務課と協議して、お答えをいただけるなら教えていただきたいと思っております。

交通指導業務委託料については、できる限り最少の経費で最大の効果を発揮するように、これからも経費節減に努力をしていただきたいと思っております。

防犯カメラの設置ですが、山本課長、これは事務報告書にも載っておりません。業者をどこに決めたとか、どういう期間でやったとか、そういうことがないので、次のときには必ず事務報告書に掲載していただくように。載っていたら何ページを見てくださいということをお願いいたします。

味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託の件、当時は安威川、淀川右岸流域下水道組合があった段階の話で、それ以後は大阪府がされているわけです。そういったことも踏まえて、やはりこれは大阪府で持ってもらうべきものだとすることを主張して、交渉していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

公園遊具取替工事については、修繕であれば、リンクミニ遊具が1台25万2,800円ということで、2基入れても約50万円です。すべり台等、全部を足した段階で入れて諸経費等も見て、先ほど言いました140万円弱なんです。もしご異論があれば教えていただきたいと思っております。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 防犯カメラが事務

報告書に載っていないということでございますけれども、防犯カメラにつきましては機器費が主を占めておりますので、備品購入費で掲載させていただいておりますので、事務報告には掲載いたしておりません。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 公園遊具取替工事について、原田委員のほうでも試算していただいている経緯もございますし、そのあたりも踏まえまして、我々も今後の考え方をお示しすべきだろうと思います。ただ、先ほど言いましたように、西村課長が言いましたけれども、平成24年度の予算におきましては、公園遊具の補修事業に統合してきたというのは、今まで委員からいろいろご指摘をいただいたり、数字上の問題点も追及していただいて、その結果、我々が財政当局との協議に持ち込みまして、今回は基本的に補修事業に統合していくと、委託でいくという形になってまいりましたので、今後の推移を見ていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 道路敷地境界等明示手数料について簡単に申し上げますと、要因はいろいろあるかと思っておりますけれども、要するに明示としての取り扱いが未結了であったと、市長による明示証明書が発行されなかった場合ということだと思っております。

このことにつきましては、いろいろ想定されることがございます。まずは、手数料はいつの時点でもらうのか。条例によりまして、申請時に1筆当たり1,000円という形で手数料として納めていただくということで、それはどの時点かといいますと申請時ですので、先ほどい

ろいろありました、私道であるとか、認定道路であるとか、法定外道路であるとか、いろいろあります。専門家の方々がほとんど来られますが、その時点で私道ということが判明した場合には、申請は受け付けられませんので、こういうところは未然に防ぎたいと思います。

もう一点は、明示を結了するに当たりまして、お向かい、もしくはお隣等について判子をいただくようになっておりますので、これが整わないときに未結了という場合もございます。こういう場合におきまして手数料は、未結了ではありますけれども、申請手続きがすべて終わって、立ち会い等に及んだときがそのときだと思われまして。立ち会いはしたけれども、お向かいやお隣が判子をつかない。だから、未結了になってしまった。未結了になったから手数料を返しますというようにはいかないと思いますので、ケース・バイ・ケースでいきたいと思っております。申請時に、十分にチェックの上で申請をされるのか、されないのか、私どもはそういうことは未然に防ぎたいと思っておりますので、今後、手数料についてはどういう時期が一番いいのか、申請時がいいのか、それともすべて整った時点で、お渡しする時点で手数料をいただくのがいいのか等も含めて検討したいと思っております。

○野原修委員長 ほかにございませんか。

木村委員。

○木村勝彦委員 一点だけ聞かせてもらいたいと思っております。

決算書49ページの権限移譲交付金の問題ですけれども、都市計画課で107万8,000円、建築課で16万円、道路交通課が4万9,000円、公園みどり課が5万9,000円、こういう交付金を摂津市は受けたんですけれども、それに対する事業はどういうふうになされ

たのか。私が思うのは、こういうふう
に交付金をいただいて、今後、権限移譲
されて、大阪高槻線、正雀一津屋線、こ
ういう拡幅計画が今まだ完成しておら
ない。とりわけ、安威川以北では非常
に進捗がおくれている。これは何かと
いうと、やはり用地買収の困難性から
こういうふうになっているんですけど、
大阪府が取り組んできた事業、それ
が摂津市へ権限移譲されるとした場合
に、摂津市がどのようにしていくのか。
例えば、用地買収をする場合は相当膨
大なお金が要ります。そのようなとき
に、今のような形で交付金として大阪
府からもらえるのかどうか、その辺の
ことについて聞かせてもらいたいと思
います。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 それでは、権限
移譲交付金は都市計画課が一番多くご
ざいますので、私がお答弁をさせてい
ただきたいと思います。

大阪府から権限移譲されましても、実
際に手続上する項目と手続上しないで
済む項目がございます。例えば、都市
計画課でいきますと、21事務が移行
されました。具体的に今動いていま
すのは2から3事務で、あとはすべて
が指定を受けていません。いろんな形
で摂津市にはかわりがないということ
も踏まえて21事業で107万円のお金
が下りてきているというのが現実でご
ざいます。

先ほどおっしゃったみたいに、これも
今までに経由事務で市としてはやって
おりましたので、そのあたりの事務は
我々でもできるのでございますけれど
も、ただ難しいのは、移譲されると、
それだけ許可権限を持つということ
で、それだけの責任を負うということ
もでございます。だから、そのあたり
は手数料条例の話と同じでございま
すけれども、やはりそれ

だけの覚悟をして運用していくという
形になろうかと思えます。

木村委員がお問いの、都市計画道路
とのかかわりでございますけれども、こ
れは都市計画法上の手続にかかわりま
して、地方分権とは直接かかわらない
んですが、ただ大阪府の姿勢がご質問
をいただいている内容のとおりになっ
てきております。大阪府版の地方分権
でございますけれども、やはり市が責
任を持って、摂津市の中で責任を持
ちなさいというイメージになっており
まして、それと並行して、その考え
方が都市計画道路の事業にも移行し
ているんじゃないかなと思えます。例
えば、この前もご説明申し上げまし
た大阪高槻線、正雀一津屋線、この2
路線につきましては大阪府がやるべき
仕事です。権限移譲も一緒ですけど、
今までは大阪府がやるべき権限移譲
の内容。道路事業もよく似た感触にな
っております。片方は条例で移行させ
ますけれども、こちらの都市計画道路
の変更については、都市計画法上の
手続を踏んで考えていきたいという
ような立ち位置がございます。だから
、今後は大阪府の姿勢そのものが権
限移譲と同一的な形で、都市計画事
業も進められてくるんじゃないかな
というふうに思っております。

ただ、摂津市にとりましても、先ほ
ど委員からもお話しいただいております
ように、相当のお金がかかりますので、
安易な形でできるものではないと思っ
ております。だから、大阪府に対しま
して、今後も引き続き強く要請し、都
市計画の中においても意見を申し上げ
たいというふうに思っております。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 全面的に権限移譲
をしていこうという考えですから、必
ずそういう方向に向いてきますから、
今後は大

阪府のそういう姿勢に対して、摂津市としてどう対処するのかということを中心に考えた上で権限移譲を受けていくという形にしてもらいたいということを要望して終わります。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○野原修委員長 再開いたします。

先ほどの原田委員の質疑に対し答弁をお願いします。

山本課長。

○山本道路交通課長 交通安全対策費、千里丘三島線道路改良事業におけます移転補償費の内訳でございますけれども、3階建ての共同住宅、マンションが8,087万3,700円でございます。木造2階建ての事務所が1,927万900円でございます。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 それでは、何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目なんですけれども、歳入のほうでございます。決算書34ページ、し尿処理手数料で、収入未済額40万3,500円が計上されてますけれども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、2点目も歳入で52ページになるかと思っておりますけれども、寄附金でございます。緑化事業寄附金ということで2万円が計上されてますけれども、この寄附金をどう使ったのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、歳出でございますけれども、152ページになるかと思っております。交通安全対策費の工事請負費、交通安全対策工事費で213万1,500円が計上されておりますけれども、これは段差の切り下げ等々ということだと思っておりますが、工事

の内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、決算概要の118ページになるんですけれども、道路反射鏡設置事業ということで、平成23年度は11基の設置であったと記載されています。84.6%の執行率となっておりますが、この点についてお尋ねしたいと思います。

次に、歳出の158ページに、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金ということで31万5,000円、事務報告書にも7件ということが記載されておりました。当初予算から見た執行率、この辺の考え方、耐震改修補助金と合わせてお尋ねしたいと思います。

それから、さくらづつみ事業のさくらづつみ植栽工事ということで、これは3か年ということだったと思っておりますけれども、平成23年度の進捗、当初の予算から考えて進捗率がどうであったのかということでお尋ねしたいと思います。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 緑化事業寄附金でございますけれども、これにつきましては緑化基金へ積み立てております。平成23年度におきましては、緑化基金の中からさくらづつみ事業へ190万円支出いたしております。

それから、さくらづつみの進捗状況でございますけれども、当初500メートルを予定いたしておりまして、そのとおり500メートルの延長を行いました。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 交通安全対策費の工事請負費、交通安全対策工事費で213万1,500円の内訳でございますけれども、交通安全推進事業の夜間点滅式交差点鎮設置工事に60万9,000円、道路反射鏡設置工事に152万2,500円の内容となっております。

道路反射鏡設置事業の当初予算は20

0万円、予算現額は180万円です。決算額152万2,500円の内容でございますけれども、道路反射鏡を11か所つけておりますけれども、あと1か所、年度末につけられないかということで、電柱等に共架する場合は関電、NTTに共架の申請を出しまして、許可が出れば年度内に何とかつけたいというふうに思っておりましたけれども、時期的に間に合わなかったということで、1か所分が減っております。その分が差額となっております。ただ、執行率といたしましては84.6%ということになってございます。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理手数料の収入未済額でございますけれども、全体では68件で、平成23年度分が37件、金額にしまして23万6,100円、平成22年度が24件、金額にしまして13万6,200円、平成21年度が6件、2万7,600円、平成20年度分が1件ございまして3,600円、こういった内容になっております。

○野原修委員長 林課長。

○林建築課長 摂津市既存民間建築物耐震診断補助金にかかります執行率でございますが、今年度におきましては交付が4万5,000円の7件ということで、31万5,000円ということになっております。当初予算では180万円を予定しておりました。執行率については、当初予算から考えますと16.9%になってございます。

それと、耐震改修補助金が当初予算で400万円、交付実績といたしましては190万円、執行率が47.5%ということになってございます。これにつきましては、日ごろ啓発活動を行っておりますけれども、実績としてなかなか数字が

上がらなかったというのが事実でございます。

耐震診断につきましては、特定建築物の診断補助の分を100万円と見越していたしましたので、その差が大きいと思われ

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 し尿処理手数料の収入未済額件でございますけれども、40万3,500円の内訳を教えてください。これは、手数料の公平さというん意味ではしっかりと取り組んでいくべきではないのかなと思っておりますけれども、この収入未済額をこれからも減額なり、また解消へということの取り組みをどういうふうにご検討されているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、緑化事業寄附金の件でありますけれども、さくらづつみ事業へ支出されたということでございました。寄附していただいた方がどういう方であるのかわからないんですけれども、例えばその方への報告というのをどういう形でされているのか、こういうことで使わせていただきましたということで報告をされているのか、例えばさくらづつみで使っていたきたいということであったのか、桜堤で使ったのか、そういうご意向のことについてお尋ねしたいと思います。

それから、交通対策費の工事請負費、交通安全対策工事費の内訳の件でございます。夜間点滅式交差点鎮設置工事に60万9,000円、道路反射鏡設置工事に152万2,500円ということになってございました。交通安全という面では、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、道路反射鏡設置事業の件でございますけれども、執行率が84.6%ということでありました。お金を使い

切るということではないんですけれども、予算をつけた限りは、しっかりと安全対策という面でやっていっていただきたいというふうに思います。

その中で、11基ということであったんですけども、要望がどれくらいあったのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金にかかる執行率の件でございます。執行率16.9%ということでございます。耐震改修補助金でも執行率47.5%ということです。市民の方から、この補助金のことを知らない方がいると耳にすることもあるので、この辺の普及を、どういう形で考えておられるのかということと、耐震診断補助を7件されましたけれども、耐震改修補助が3件だったということで、差の4件の内容についてお尋ねしたいと思います。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理手数料の収入未済額でございますけれども、納付時期がかなり遅れてしまって、未済額が発生しているものがほとんどでございます。職員のほうで粘り強く催告等も行っておりますし、納付時期は遅れておりますけれども、今のところは遅れながらもお支払いいただいているという状況でございます。委員が言われましたように、貴重な財源でございますので、今後も粘り強く催告を行っていき、不納欠損が発生しないように頑張っていきたいと思えます。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 緑化事業寄附金についてお答えいたします。

緑化基金につきましては、約1億円のお金がございます。今回の寄附金につきましては2万円ということで、平成2

3年度のさくらづつみ事業への支出に直接出したということではございません。ただ、緑化基金につきましては、これまでもふれあいづつみやその他の緑化事業にも使っております。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 道路反射鏡の要望箇所ということでございますけれども、要望をいただいているのは複数箇所ございます。ただ、現実的に設置できない箇所、出入り口の場所でありますとか、支障になる場所というものを含まれますと、数的にはまだ出ておりませんが、過年度に要望をいただいたところでも、設置場所を変えて、全体は見渡せないけれども何がしかできるものにつきましては、積み残しという形で新たにつけていっていることも、今年度もございますし、状態が変わればつけさせていただいているというふうに対処しているところでございます。

○野原修委員長 林課長。

○林建築課長 耐震化の普及についてでございますが、本市の取り組みといたしましては、平成19年度より耐震診断の補助、平成20年度からは耐震改修補助も行い、平成23年度からは耐震診断補助については木造戸建て住宅だけであったものを非木造住宅、マンション、特定建築物も対象として、耐震改修補助については定額補助に変更し、新たに設計費補助も新設し、普及率向上に向けて取り組んでいるところでございます。

また、市民に対する普及率の向上についてでございますが、平成23年度につきましては広報紙への掲載を2回、イベント等の参加5回、学校地区懇談会時にチラシの配布6回、防火フェア1回、市のインターネット掲載等、平成22年度に比べて大幅にふやし、周知に努めてま

いりましたが、残念ながら耐震診断7件、耐震改修が3件というような状況になってございます。普及向上をさせるように一層頑張ってもらいたいと思っております。

それと、耐震診断が7件で耐震改修が3件、この4件の差につきましては、やはり耐震改修については金額がかかってまいります。その分の金額負担が補助的には少なかったのではないかというような点が考えられると思えます。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 し尿処理手数料の収入未済額の件につきましては、やはり今後もしっかりと減額、解消へ向けて取り組んでいていただきたいと思えます。

それから、緑化事業寄附金の件でございますけれども、これから緑化ということが、環境ということも含めまして、かなり意識が高まってくるのかなと思えますので、誕生記念樹の話もありましたけれども、しっかりと緑化推進に取り組んでいていただきたいと思えます。

交通安全対策工事費の件でございますけれども、歩道段差のバリアフリー化の観点からも進めていただいていると思えます。しかしながら、執行率から見ると、予算計上したという意味ではできるだけ、お金を使い切るということではないんですけれども、できることからしっかりと条件整備を進めながら取り組んでいていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それから、道路反射鏡の件でございます。これもいろいろとご要望等々が、自治会も含めてあるかと思えます。3差路なり、T字路等々で見通しのきかないところ、見えないところを見やすくして安全向上に努めるというのが一つの役割であるかと思えますので、この辺もっか

りと、条件整備も含めて取り組んでいていただきたいと思えます。

それから、耐震診断補助、耐震改修補助の件でございますけれども、先ほども言いましたように、まだ知らない方がおられるようなこともありますので、今後もしっかりと、地域の小学校区の防災訓練等も含めて、普及啓発に取り組んでいただければというふうに思えますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で認定第1号所管分の質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたします。

(午後3時49分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野 原 修

建設常任委員 村 上 英 明